

第4 本事案における中学校及び青森市教育委員会の対応についての検証

1 検証の視点

(1) はじめに

学校は、在籍する生徒の学習権を保障し、その成長・発達を促す場である。そして、そのためには、学校生活における安全が確保されていなければならない（学校安全義務）。この学校安全義務は、教科教育、学校行事、部活動、さらに生活指導領域を含む生徒の学校の生活全般に及ぶ広範なものである。

また、生徒の安全の問題が生徒の私生活上の問題であるとしても、それが学校生活に関わり、あるいは学校生活がかかる問題に関連を持つ場合、学校においても生徒の安全の確保に務められる必要がある。

こうした学校安全義務が果たされるかは、教員の教育専門性に負うところが大きい。これは校長や教頭といった学校管理者による条件整備上の安全義務の履行状況と相関関係に立ち、両者が総体をなしている。そして、それは学校の設置者である市教委の条件整備の下で、いかんなく発揮されるものである。教員が十分に教育専門性を発揮するためには、こうした学校としての安全義務が不可欠であり、それが十分でない場合、教員に過大な安全義務を負わせることになりかねない。

(2) 学校のいじめ防止等対策義務

法は、「いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため」、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を内容とするいじめの防止等のための対策を行う責務を学校及び教員、学校の設置者たる市教委にその役割に応じて課している。

学校は、かかる責務を実施するため、まずはじめ及びいじめ防止等の対策について共通の認識を持つことが求められる。その上で、国、県、市の各いじめ防止基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を最新で具体的なものにするとともに、学校において誠実に実施し、地域、家庭、生徒の実情を踏まえて、いじめ防止等のために組織的に対応することが求められる。組織的対応に当たっては、単にいじめを学校として対応しているということにとどまらず、いじめ防止等の対策の視点を持ったいじめ防止対策組織を組織し、相談体制を充実させるとともに、これを効果的なものにしていかなくてはならない。

また、教員は、こうした学校での条件整備の下、日常の教育活動の中で、いじめの防止を図るとともに、いじめをその端緒とともに早期に発見し、いじめの特質を踏まえた有効な対処をする必要がある。いじめが起こった場合の学校の安全義務として、①いじめ全容把握義務、②被害生徒保護義務、③集団的いじめ防止・拡大抑止義務、④親・保護者に対する報告義務と共同的対処義

務、⑤動静観察義務、⑥外部機関との連携義務などが、判例・学説において求められていることも踏まえらるべきである。

(3) 市教委のいじめ防止等対策義務

市教委は、教育行政を担う機関として、主として教育に必要な物的及び制度的な条件となる教育の外的諸条件の整備を行う義務を有する。学校管理者の義務の履行状況と教員の果たすべき義務と相関関係をなすのと同様、市教委の外的条件整備義務の履行状況が、学校安全義務と相関関係をなし、総体として学校安全義務の水準を確保している。いじめ防止等対策義務は、かかる学校安全義務の一つであり、市教委のこの点での外的条件整備義務の履行状況が、学校のいじめ防止等対策義務を豊かなものにし、ひいては、教員のいじめ防止等対策を含む豊かな教育活動を保障するものとなる。

法は、市教委のいじめの防止等のための対策について、法の基本理念（法3条）に則り、学校の設置者として、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を負う（法7条）、としている。

具体的には、市教委は、学校が豊かで実効的な学校いじめ防止基本方針を策定する際に参酌できるよう、市の実情に応じた市基本方針を策定し、着実にこれを実施する必要がある。とりわけ、学校において、いじめ防止等対策組織を中心としたいじめ防止等対策体制を整えることが急務であるところ、市教委は、各学校での組織の構築に向けて、人的・物的にこれを支援し、有意義な助言をする必要がある。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、派遣等についても、市教委の人的物的条件整備は不可欠である。

また、学校から児童生徒がいじめを受けていると思われるとの報告を受けた時の対処や学校への指導助言、学校で行われるいじめ防止等のための授業や取り組みへの指導助言、教員がいじめについて理解を深めるための研修の実施、いじめの早期発見のための定期的な調査や、通報・相談窓口の整備を行う必要がある。ことに、インターネットを通じて行われるいじめについては、発信された情報の高度の流通性、匿名性その他の特性をふまえて、防止及び効果的な対処のため児童生徒及び保護者に対して必要な啓蒙活動が行われなければならない（法19条）。

重要なことは、いじめはどこでも、誰に対しても起こり得る問題であると認識し、いじめゼロを目指すというよりも、いじめにいち早く気づき、その疑いがあれば広くすくいあげて対処する姿勢を維持すること、そのために、窓口の整備、いじめの理解を深めるための取り組み、組織体制の整備等を行うことである。市教委が、こうした取り組みを進め、そして、取り組みを進める学校を支援することが大切である。

(4) 本報告書における検証の視点

本報告書では、学校安全義務を前提とした上で、法で求められているいじめ防止等対策義務（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処義

務)に照らして、本事案において教員を含む学校・市教委のとした対応について検証を行うものである。なお、本報告書で指摘する点は、本事案の発生を前提として、かかる学校安全義務・いじめ防止等対策義務の観点から、教員及び学校が日常的にいかなる教育的対応をすべきであったかあるいはしておくべきであったかを問題にするものであり、その意味で、これに違反したことをもって直ちに民事上の法的責任が生じることを意味するものではない。

2 事件の背景

(1) 浪岡地区及び中学校の特性

ア 浪岡地区とは

浪岡中学校のある浪岡地区は、旧浪岡町だった地区を言う。旧浪岡町は、平成17年4月1日に青森市と合併したが、元々、浪岡地区は青森市と弘前市の間に位置し、生徒の話によると、買い物などでは、弘前市や黒石市に出ることが多く、青森市でありながら、弘前市や黒石市との関係が色濃い地域と言える。

イ 子どもの行動の特徴と対策

浪岡地区全体及び浪岡中学校の生徒について、そこに在住する者を含め、多くの者が「がらが悪い」「問題が大きい」などの印象を持っている様子である。

特に浪岡中学校については、転任してきた教員の印象となっており、実際、5～6年前は生徒の問題が大きかったと複数の教員が述べている。

当時は、いわゆる非行傾向の生徒が在籍し、服装が乱れていたり授業や集会が成立しにくかったりした上に、体罰が問題になったとのことである。

しかし、生徒指導の対象になる行動上の問題はここ数年、大きく改善しており、集会や授業は落ち着いてできるようになってきた。ただし「言葉の荒さ」については、あまり改善が見られず、「死ね」「うざい」「むかつく」等の言葉が、生徒間で普通に使われていて問題だとの指摘がある。もっとも「死ね」「うざい」「むかつく」といった言葉は、インターネットの普及とともに、使われることは以前に比べて増えてきた傾向にあることから、この言葉の荒れを、ことさら浪岡地区の特徴と捉える必要がないかもしれない。

このように浪岡地区では、子どもの行動、特に非行とされる行動に注目されてきた。そのため、この地区の商店では、浪岡中学校の生徒の非行傾向がなくなった現在でも、浪岡町内の店舗に子どもたちだけで入らない、家族と入るときも子どもはバッグを持ってはいけない、といったローカルルールが存在する。

こうした状況に対して、これは浪岡地区に限らないが、青少年への非行への対応として、昭和38年度から始まった学校警察連絡協議会制度がある。この協議会は、地域内の児童生徒の非行についての情報を共有し、巡回などを行っている。このように、学校も地域も、小・中学校の児童生徒の非行な

どのような発達の問題が外在化したことには十分な注目がなされていたが、非行まではいかない子ども同士のトラブルやいじめ、不登校等には、そこまで組織的な対応がなされていたかどうかは不明である。

ウ 浪岡中学校

(ア) 青森市立浪岡中学校の経緯

平成17年の合併前まで、浪岡中学校は浪岡町立だったが、この合併により青森市立となり、そのため青森県中南教育事務所（弘前市）から青森市教育委員会の管轄になった。そのことにより、学力テストの結果などが、青森市内の中学校の中で比較されるようになったり（青森市内の中学校の中で決して点数が良い方とは言えなかった）、青森市立の学校に勤める教員が異動してくるようになったりした。その結果、浪岡中学校は、町立だった頃に比べて、学力向上について教員集団が注目することが増えていた可能性がある。

(イ) 浪岡中学校の特徴

浪岡中学校の特徴としては、学区が広く、大小様々な6つの小学校から生徒が入学してくること、スクールバスが運用されていることが挙げられる。

しかし浪岡地区の子どもたちは、地域にある複数の保育園に学区を越えて入園しており、そこで人間関係の土台が築かれ、全員とは言い難いが、小学校入学時には既に面識がある場合が多かったと思われる。

また、小学校時代にも、夏休み期間中に行われる地域の行事、6つの小学校が交流する行事（音楽祭、ダンス講習会、体育デーなど）、ミニバスケットボールのクラブなどにより、小学校を越えた人間関係が築かれた可能性がある。よって当該学年の中学校入学時について、1年〇〇の〇〇教諭によると、入学当初から初対面という雰囲気はなく、互いに打ち解けている様子が見られたとのことである。

(ウ) 現在の浪岡中学校

浪岡中学校は、各学年5クラスの青森市としては大規模校にあたる。平成28年度の生徒数が435人であり、教員数は33人である。

これは浪岡中学校に限らないが、通常、中学校の教員は、同一校に3年勤務すると異動の対象となり、多くの教員が3～5年で異動していく。そのため当該中学校においても、毎年、相当数の入れ替わりがあり、そのため当該学年が1年のときの学年の教員は、9人中6人が新しいスタッフだったとのことである。

また、2年のときも、持ち上がりの教員は、10人中5人と半数だった。こうしたスタッフの入れ替わりにより、生徒との関係を十分に築いたりその学校に合った指導支援を行ったりすることがうまくいかない可能性があるかもしれない。

平成28年度の学校要覧によると、浪岡中学校の校訓は「明・浄・直」で

あり、学校目標が「進んで学び、心豊かで、たくましく生きる生徒」、努力目標として、「自分の考えを表現し継続して学習する生徒（知）」「仲間を思いやり互いに支え合える生徒（徳）」「ねばり強く心と体を鍛える生徒（体）」となっている。

教員の職務内容は多岐にわたっており、学校要覧の組織図から考えると、各学級の担任や学年の指導を行う一方、学習指導部、生徒指導部といった分掌組織の仕事、国語、社会、数学、理科、英語や道徳、特別活動といった教科領域に関する仕事、国際理解教育、いじめ問題・不登校対策をはじめとする特別な委員会に関する仕事、そして部活動の顧問としての仕事があり、これは浪岡中学校だけのことではないが、非常に多忙だったと想像できる。

さらに教員の職務となっている研修については、研究主題を「言語活動の充実を意識した課題解決的な授業づくり」としている。平成28年度の学校要覧によると、浪岡中学校の生徒は、「学校生活の落ち着きがまして授業態度も着実に向上しているが、意欲的に学習に取り組んでいるかという点では課題が多い」とのことである。

また、浪岡中学校は、平成27年度から2年間、文部科学省の指定を受けて、「特別活動」の研究に取り組んでいる。この特別活動では「自らあいさつする生徒の育成」「ボランティア活動に意欲的で、思いやりのある生徒の育成」「諸活動に主体的に取り組み、生活を改善させる生徒の育成」となっており、本事案があったために発表を辞退することとなったが、本来、平成28年11月14日には、文部科学省指定事業特別活動授業公開が予定されていた。

このように浪岡中学校は、各教科の授業及び特別活動の充実に教員集団は努力を重ねており、多忙だったと考えられる。ただし学校要覧からは、本事案の背景にあるような生徒同士のトラブルをはじめとした現実的な課題が見えてくるとは言い難く、学校の運営や教員の努力が、生徒の抱える教育的ニーズとかけ離れていた可能性がある。

もっとも、こうした学校経営は、多くの学校現場で行われており、浪岡中学校だけの問題ではなく、我が国の学校の在り方と今の子どもたちの問題との解離という、もっと大きな課題と捉えるべきだろう。

(2) 中学生段階の発達と中学校教育の特性

ア 思春期の発達

文部科学省が平成21年に発表した「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）」によると、「中学生になるこの時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気づきはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだす。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちになったりする時期でもあり、思春期特有の

課題が現れる。また、仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られる。性意識が高まり、異性への興味関心も高まる時期でもある」とのことである。また、脳の発達から考えても、性ホルモンの影響から、興奮しやすく、抑制が効きにくいという特徴を持つと言われている。

また、上述の報告書によると、「現在の我が国においては、生徒指導に関する問題行動などが表出しやすいのが、思春期を迎えるこの時期の特徴であり、また、不登校の子どもの割合が大幅に増加する傾向や、さらには、青年期すべてに共通する引きこもりの増加といった傾向などが見られる」とのことであり、そうした状況は、文部科学省が毎年行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」で裏付けられている。

また、第3-2でも指摘したとおり、思春期の特徴から、同性同年輩の友人との関係は大きな影響を持ち、また、この時期、この時期を特徴づける体型、容姿、異性との話題は興味の強さからからかいや揶揄の対象となりやすく、また、そうしたからかいや揶揄は、この時期にみられる不安や衝動も加わって内面に与える影響は大きくなる。

イ 我が国における中学校教育の現状

我が国では、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を学習指導要領として定めている。学習指導要領には、教育課程編成の基本的な考え方や、授業時数の取扱い、配慮事項などを規定した総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いが規定されている。

その学習指導要領において中心になることは、学力を中心とした各教科の学力向上指導であり、残念ながら、思春期特有の課題への対応について、十分な教育を提供するに至っていない。

その傾向は中央教育審議会でも顕著であり、例えば初等中等教育分科会、教育課程部会、中学校部会における基礎資料においても、学力向上指導については、OECD生徒の学習到達度調査等から課題を導き、その対応策を論じているのに対し、思春期段階特有の問題、生徒指導上の問題への対応については、わずかに児童生徒のメンタルヘルスについて触れているに留まっている。

このように学力への注目は、国立教育政策研究所や国連子どもの権利委員会が、競争主義的な学校環境がいじめや自死の原因になりかねないこと、ストレスがいじめの背景にあることを指摘しているのにもかかわらず、高校・大学受験や平成19年から始まった学力・学習状況調査によりさらに進んでいるように見える。

ウ 性に関する指導

性に関する指導は、保健体育、道徳教育、特別活動の中で取り上げること

とされている。ただしそれらは、「生殖にかかわる機能の成熟」、「エイズ及び性感染症の予防」、「男女相互の理解と協力」、「性的発達への適応」など、実際にも、生物学的、または道徳的な内容で、今の時代を生きる生徒がネット等を介して手に入れられる性に関する情報とは全く違っている。

浪岡中学校では、葛西りまのみならず、多くの生徒による異性間交際について話題になっていた。具体的には「〇〇が〇〇と付き合っている」といったことが軽く話題にされ、教員に対しても報告されたりデマとなったりしている（第2—2（2）カ）。「異性と付き合う」ということについては、性的な問題と関係なく話されてはいるようではあるが、思春期の生徒にとって、興味のある話題であり、時として性的逸脱を伴っていたり、性的な問題がデマとして話されたりしている。

こうした状況の中、浪岡中学校では道徳において異性との交際についての指導をおこなっていたが、年間1時間であり、形式的なもので終わっていた可能性がある。性の問題が社会的な問題（人間関係の問題）であることを前提として、それを肯定した上で、どのような関係を作っていくのか、それをどのように大切にしていくのかという観点から、生徒に働きかけることが必要になっている。

3 教育委員会及び当該中学校のいじめ防止等の組織及び体制

(1) 当該学校の組織及び体制

ア 学校の主な組織

(ア) 概要

既に第2—4（1）ウで述べているが、浪岡中学校は、各学年5クラスの青森市としては大規模校である。校長、教頭以下、教務主任、生徒指導主事などの役職があり、それぞれの教員は各学年に所属した上で生徒の指導に当たっていた。つまり学年を縦軸、教科及び分掌組織（教務、研修などの教員の役割）を横軸とした組織になっていて、これは一般的な中学校の職員組織といえる。

(イ) 主任会

既に第2—4（1）ウ（ア）で述べたとおり、校長の学校経営上、重要な会議として主任会が位置づけられている。この主任会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年の学年主任、保健主事（養護教諭）で組織されており、原則として毎週月曜日に開催されている。主任会記録によると、その内容は予定の確認や各担当からの報告、校長からの指示、市教委からの指示等が議題とされている。

生徒指導上の問題について、各学年及び生徒指導主事から報告がなされており、毎回、各学年3～5人程度の生徒について話題に上がっている。

また、主任会では、教員の服務上の問題、健康診断の結果、生徒指導上問題（非行）のあった生徒の指導経緯など、非常に多くの事柄が取り上げられ

ている。

(ウ) 学年会議

学年会議は、学年の経営方針に従って、日々の指導を充実させることを目的に、その学年に所属する教員によって行われる会議である。

この会議は、週に1回程度、実施されることになっており、その学年の指導に実際にあたる教員集団で行われる会議であるため、当該中学校の組織の中で、生徒への日々の指導において、最も重要であると言える。

実際に、この学年会議の中で、個々の生徒への指導、生徒同士のトラブルへの対応が話し合われているが、1週間に1回程度、実施されることになっているにもかかわらず、当該学年の記録によると、2週間に1回程度の実施になっており、現場の忙しさを物語っている。実施時間は約1時間であるが、その限られた時間内にたくさんのことを議論しなければならないことが記録から見て取れる。

学年会議の主な議題としては、主任会の報告、予定の確認、各種の行事に加え、気になる生徒についての指導方法についての情報交換である。当該学年の学年会議録を確認すると、会議毎に3から15人程度の生徒の名前とその状況や指導についての記載がある。

しかし一人一人の生徒に関する記録は1～3行に留まっており、多忙な中、十分な時間が取れなかった様子が見て取れる。

(エ) 生徒指導部

既に第2-4(1)ウ(ウ)の述べたとおり、いじめに限らず、生徒の行動上の問題を扱うのは、生徒指導主事を中心にした生徒指導部である。

生徒指導部は、学校内の分掌組織の一つとして位置づけられている。平成28年度の学校要覧によると、生徒指導部に所属する教諭は6人であり、各学年2人ずつとなっている。分掌の会議は、月に1度程度の会議が行われており、生徒指導部の場合、生徒指導に関すること(生活のきまりの徹底、生徒に寄り添う活動の共同実施、共同指導体制に向けた情報の共有)、教育相談、安全指導、JUMPチーム(全校のモラルの向上、地域行事・警察機関への協力、リトルJUMPチームとの連携)、地域との連携といった具体的な内容があり、それらについての議論がなされていたと思われる。

(オ) いじめ問題・不登校対策協議会

いじめ問題・不登校対策協議会は、学校組織上の委員会と位置づけられており、生徒指導主事を委員長に、養護教諭、各学年主任、教頭で組織されている。しかし本事案が起こる以前、この会議は行われず、主任会、生徒指導部会など、既存の組織を運用することで問題ないとされていた。

(カ) 浪岡地区学校警察連絡協議会

浪岡地区学校警察連絡協議会とは、浪岡中学校の校長を会長として、浪岡地区の小学校生徒指導主任、中学校生徒指導主事及び学年生徒指導、高等学校生徒指導部長他、青森南警察署刑事生活安全課職員、青森南地区少年警察ボランティア連絡会会長により組織されたものである。

この協議会は、浪岡地区の児童生徒の健全育成と非行の防止を目的にし、夜店祭り巡回、万引き防止商店巡回などの他、小・中学校、中・高等学校の連絡会、生徒指導についての話し合いを行っている。

この協議会での情報交換の記録を確認すると、所属する小中高等学校の児童生徒の非行案件（万引き、不法侵入・窃盗、迷惑行為、現金強要など）、いじめや嫌がらせが話題になっている。

イ 学校いじめ防止基本方針と組織の運用

(ア) 学校いじめ防止基本方針とその運用

法の施行以来、地方自治体、市教委、学校における基本方針の策定が義務づけられている。浪岡中学校においても、本事案が生じる以前から学校基本方針が策定され、運用されていた。

その中身は、1 いじめ防止基本方針策定にあたっての学校の考え（法の理念、内容、文部科学省が提示した国の方針を踏まえたもの）、2 いじめとは（いじめの基本認識、定義（法から）、様態、背景）、3 校内体制、4 いじめの未然防止について、5 いじめの早期発見について、6 解決に向けて、7 重大事態への対応について、8 年間計画、9 評価といったものになっている。

内容そのものは、法に沿っているが、市基本方針にある学校が実施すべき取り組みと照らし合わせると、内容の具体化が十分ではない。例えば、市基本方針では、「学校におけるいじめの防止に関する措置」の1つとして、「未然防止の基本として、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。」とあるが、浪岡中学校のいじめ防止基本方針には、「(1) コミュニケーション」として、「①生徒と一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、孤独感を与えない。」「②学級の中に居場所を作り、存在感を味わわせる。」とある他、「(4) 社会的能力を育てる」として「①自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる。」「②相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる。」といった一般的記載に留まっており、十分に具体化するに至っていない。

さらに詳細に内容を検討すると、この基本方針で提示されている組織には平常時のものとして「いじめ問題対策協議会」が位置づけられており、その構成メンバーは、生徒指導主事、道徳教育推進教員、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーになっているが、同じ平成28年度の学校要覧を確認すると、「いじめ問題・不登校対策協議会」が位置づけられているものの、その構成メンバーに道徳教育推進教員とスクールカウンセラーの名はなく、

逆に教頭がメンバーに入っているなど、一貫していない。

また、年間計画は、生徒指導研修会、三者面談など、いじめ防止に関連するものが位置づけられているが、「いじめ問題対策協議会」の開催、未然防止や早期発見に特化した内容の記載は、「いじめしま宣言集会」のみになっている他、その「いじめしま宣言集会」も学校要覧と時期が違っていて、しかも「万引き・いじめしま宣言」と名称と内容が違っている。

このことから、この学校いじめ防止基本方針は、書類上、整備されているものの、実際の教育活動とは乖離していた可能性が高い。

(イ) 主任会及びいじめ問題・不登校対策会議

主任会は、浪岡中学校運営の中核であることから、当然、学校で起こったいじめについて検討する必要がある。いじめ問題・不登校対策会議についても同様であり、本対策会議は学校いじめ防止基本方針にも位置づけられているわけだから、当然、行われるべきものである。

主任会といじめ問題・不登校対策会議の構成メンバーは、ほとんど同じ(対策会議には校長、教務主任が入っていない)であるが、残念ながら「いじめ問題・不登校対策会議」としての記録は主任会記録の中に見られない。

主任会の記録を詳細に検討すると、生徒の問題行動について、各学年主任、生徒指導から報告されている様子が見られている。中には生徒同士のトラブル、いじめがあるが、そのことについて、何らかの一貫した方針(例えば、学校いじめ防止基本方針)に沿った対応をされたとの記載は見受けられない。

いじめに関連したところで、本事案でも大きな影響を与えたLINEを中心にしたインターネット上のトラブルについても話題に上がっている。これらは、サイバーパトロールからの報告を受けての対応がほとんどであるが、こうしたLINE、インターネットでの生徒のトラブル、問題について主任会が非常に重きを置いていたことがわかってくる。そうした対応のほとんどは事後対応だが、中にはそうしたことについて、教員間で共通理解を図り、生徒指導の一環として生徒に予防的指導をしたこと、保護者に対して啓発を行ったことが見て取れる。

(ウ) 学年会議

学年会議は、学年教員集団で週に1回程度行われているため、いじめ、暴力、生徒間トラブル、不登校など、生徒指導に関することについても議題とされるべき会議である。

当該学年の学年会議録によると、毎回、生徒の行動について情報交換がなされている。その内容を確認すると、体調不良や、通院、服薬といった健康面の記載や、幼稚な言動が多い、〇〇とトラブル、授業妨害、授業態度が悪い、などの行動面の記載、保健室に行きたがる、教室に入ることができた、など不登校傾向の生徒のあらわれの記載が目立ち、いじめについての情報はほとんどない。

学年経営として、生活面の記載があるが、規範意識、挨拶、時間や服装といった面での捉えが多く、例えば当該学年、第2学年の学年経営方針の生活面では①あいさつ、清掃、時間を守ることの徹底、②特別活動（学校行事、話し合い）で経験と自信をつませ、個々の伸びしろを育むの2つが挙げられており、いじめについての記載はない。学年会議でいじめについて話されたと考えられる記載としては、当該学年が1年のときの第12回学年会議（平成27年7月30日）であり、ここに生活面の課題として、「大きいことはなかったが、思いやりに欠ける行動や幼さからのトラブルが多かった」「LINEを介してのトラブル（女子）」の記載があり、その対策として、「教員による見守り活動の徹底。朝・昼・放課後・10分休み・昼休み・清掃時はスキを作らない」「気になる生徒へは教員側から積極的にかかわっていく」「小さなことを見逃さず、小さいうちに摘み取る」と書かれている。

このように、生徒間のいじめを、いじめとしてはっきり意識した対応はなく、「思いやりに欠ける行動や幼さからくるトラブル」と捉える傾向があること、トラブルの事後対応に教員が翻弄されていたことが見て取れる。

また、学年会議には、学習面に関する記載が多くあり、ひとり勉強週末課題の徹底、宿題の未提出者への指導が、その他の問題より注目されていたかもしれない。

（エ）生徒指導部

浪岡中学校の生徒指導は、当時の生徒指導主事の話によると、これまで非行等の問題が多かったという流れを踏まえ、師弟同行、すなわち生徒が学校にいるとき、教員は徹底して生徒と共にいることを重視して指導に当たっていたとのことである（このことは、学校要覧の中にある「学校経営の基底」の項、「学校教育課題解決に向けて」の最初に明記されている。）。

4月当初の職員会議では、生徒指導、生徒理解などについて生徒指導主事がまとめて方針を全職員に知らせ、生徒指導の充実を図っている。

こうした中、特に留意が必要な生徒についての情報交換は、定期的になされており、平成27年度の場合は、第1回生徒指導研修会が4月2日、第2回が8月20日、第3回が1月12日といったふうに各学期の始まり前に開かれ、当該学年（1年）からは第1回には26人、第2回には34人、第3回には37人が話題に上がっている（当該生徒は、第2回と第3回に名前あり）。ちなみに平成28年度の場合は、第1回が4月4日、第2回が8月22日、第3回が1月11日に開かれており、当該学年（2年）からは、第1回には28人、第2回には24人が話題に上がり、当該生徒の名前は両方に存在している（第3回は本事案後のため、方法が変わっている。）。

もっとも生徒指導研修会と言うならば、市基本方針の予防的取り組みに「いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切行われるよう、教員研修の充実による資質能力の向上が必要」とあるように（第4-3（2）ウ（イ））、いじめをテーマにした研修を行うべきであった。その点、生徒指

導部はいじめ問題を担当する上、その主任は市教委が行う「いじめ」をテーマの一つとした研修、「生徒指導主事・主任研修講座Ⅰ・Ⅱ」を受講することになっていることから、その企画運営が期待される場所である。しかし、そうした取組は全くなされていなかった。

生徒指導に関して、これまで行動上の問題のある生徒が多く在籍し、いわゆる荒れていたという経過から、教員は寄り添った指導をするように心がけており、実際、この数年は、全校集会等で教員が声を荒げて威圧的に指導することは皆無だったとのことである。

生徒指導部が主導することの1つとして、校則指導があるが、生徒指導主事によると、年度初めに生徒の生活指導やマナーについて会議の場で全職員にマニュアルの形で指導方法を共有し、学校全体での指導をしている。

その他、いじめに関する指導がなされていたかどうかは、生徒指導部の会議録そのものが存在しないため、定かではない。ただし、会議の記録がないことを考えると、生徒指導部の会議は、日常的な子どもの問題の共通理解や、具体的な支援に関する情報理解が主だったと思われ、いじめ防止にかかわる意図的な話し合いがなされていたとは思えない。

また、保護者や生徒からの聞き取りによると、先生は見て見ぬふりをするが多かった、本当に指導しなければならない問題は取り上げてくれない、などの意見が聞かれた。とするならば、生徒指導における方針が十分な成果に結びついていたとは言えないであろう。

(オ) 浪岡地区学校警察連絡協議会

浪岡地区学校警察連絡協議会は、浪岡地区の児童生徒の健全育成と非行の防止を目的にし、夜店祭り巡回、万引き防止商店巡回などの他、小・中学校、中高等学校の連絡会、生徒指導についての話し合いを行い、その中でいじめや児童生徒同士のトラブルについての報告がなされている。

また、この協議会はPTAと合同により、平成26年度には保護者に対し児童生徒の携帯・スマートフォンを持たせる際の注意喚起を行っている。具体的には、浪岡中学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校、女鹿沢小学校、浪岡野沢小学校、本郷小学校、大栄小学校のPTA会長が連名で「浪岡地区児童生徒・保護者のみなさん」を対象にした「携帯電話・スマートフォン等使用についての緊急提案」と題した平成26年12月19日付けの文書である。

さらに本協議会では、この緊急提案の後に、携帯電話・スマートフォン等についての調査を実施しており、その結果、浪岡地区の児童生徒の55.4%が携帯またはスマートフォンを専用で所有し、そのうち何らかの約束事のある家庭は75.4%だった。ただし中学校については、午後9時以降の利用をしている割合が極端に多く、56.7%だったとして、さらなる改善に向けた指導を呼びかけている。

(カ) その他

当然だが、いじめは、学校の教室内だけに限らず、学校を越えて存在することすらある。例えば、中学生の場合、学校生活において部活動の占める位置は大きく、部活動で学年やクラスを越えていじめが起こることがあるだろうし、場合によっては校外で、他校の生徒との間に起こることもある。

当該中学校の場合、クラス、学年でのいじめ、学年を越えたいじめについては、学年会議、生徒指導部、主任会といった組織での対応がなされていた。部活動内でのいじめについては、葛西 りまが1年次に所属していた女子バレーボール部の教諭によると、部活動内で部員同士のトラブルがあった場合は、該当の生徒から聞き取り調査を行い、その結果、部活内での指導に加えて、必要に応じて学級担任、学年主任、さらには保護者に連絡を入れるとのことである。

しかし、これは一般的な方法であり、いじめの可能性を考えた上で行う特別なアプローチとは言えず、浪岡中学校には、部活動のいじめ対応についてのガイドライン、マニュアル類は存在せず、結局、そうした部活動内での生徒間トラブル、いじめに対して、それぞれの部活動顧問に一任されていた形だった。

ウ 学校の相談体制といじめ防止等対策

(ア) 学級担任の役割

学級担任は、当該学級の生徒と最も関係が深いと言える。学級指導として、日々の生活指導、学力向上指導等を行い、出席、成績などの生徒関係書類の作成や管理、保護者との連携など、たくさんのことを行っている。生徒の抱えるトラブルへの対応の機会としては、日々の指導に加え、「やまなみ」という日記でのやりとり、三者面談などがあつたと考えられる。

また、浪岡中学校の場合、学期に1回、記名式のアンケート調査やストレスチェックを実施しており、そのときの記載内容を参考に、二者面談（生徒と教員）、三者面談（生徒、教員、保護者）が行われていた。実際、当該生徒の学級担任も同様に行っているが、それらの指導、対応については学級担任個人に一任されており、生徒が抱える日々の問題に十分だったかどうかはわからない。

特に中学校は、学級担任がほとんどの授業を担当する小学校と違い、教科担任制であるため、学級内の人間関係について十分な気配り及び指導をすることが難しい可能性がある。

さらに学級担任は、学級の仕事以外に、教科指導、部活指導の仕事を抱え、多忙を極めており、学級に所属する生徒全てに対して、目が行き届かなかったことは十分に考えられる。

(イ) 「やまなみ」の役割（生徒の生活記録ノート）

浪岡中学校では、生徒が「やまなみ」と名付けられた日記を書くことにな

っていた。「やまなみ」は、見開き1ページで、一週間分の予定、日記、評価等が記載できるようになっている。その他には「浪中生の約束」、「浪岡中学校・生活の決まり」「浪岡中学校の一人勉強」など、生徒に対して守るべきことが記載されている。

この「やまなみ」を生徒は毎日、記入の上、担任に提出し、担任がそれに対して赤ペンを入れて返すという関係が取られていた。

葛西 りまもこの「やまなみ」を日々、記入しており、そのやりとりが本調査における貴重な資料になっている。

この「やまなみ」について、生徒から見ると、担任に対して日々の調子、悩みなどを報告したり打ち明けたりするツールとしての役割が期待されていた。一方、担任（教員）の側からは、生徒の勉強時間、取り組みの状況を知るツールであり、むしろ生徒管理に使われていた可能性がある。

そのため、生徒は「やまなみ」を通して、教員にサポートを求めているのにもかかわらず、それを他の生徒と同様の視点、すなわち勉強のペースメーカーとして捉えてしまい、生徒の意図に沿った対応が取れなかった可能性がある。

（ウ）養護教諭の役割（保健室カード）

養護教諭は通常、保健室に常駐し、生徒の怪我、疾病等の応急処置を行ったり、健康診断・健康観察を通して生徒の心身の健康を管理したりすることを役割としている。浪岡中学校の場合、2名が常駐し、そのうちの一人は、保健主事を兼ねており、安全面のことを行い、もう一人は保健室全般及び給食等のことを行うなど、役割分担がなされていた。ただし保健室に来る生徒への対応は、協力して行っていたとのことである。

日々の業務としては、生徒の出欠席の管理の他、怪我をしたり、気分が悪くなったりした生徒の対応をすることになるが、近年の傾向として、精神的な問題、友達とのトラブル等を理由に教室内にいたり、もしくは授業参加することが困難になった生徒が保健室を逃げ場として利用することが多いとされている（例えば、保健室登校）。

浪岡中学校の場合も、保健日誌によると、同様の傾向が見られ、養護教諭に対し、相談をしたと思われる生徒が複数見受けられる。

しかし、そのような不適応の生徒に対して、休養の場であるはずの保健室が居心地の良い場所になりすぎてはいけないということから、1度の利用は1時間というルールが存在しており（保健室のルールとして「やまなみ」の冒頭に「保健室での休養は原則として、1時間までとする」と生徒に提示されていた）、そのため生徒の悩みの相談に養護教諭がのっていたとしても、十分に時間を掛けて話を聞くという形をとることは難しかったと思われる。

とはいえ、養護教諭は、担任や教科、部活等の指導を担当する一般の教諭とは違う生徒の一面に触れることができる存在である。そのことから、生徒間のトラブル、精神面を含めた健康状態に気づくことができるが、ここでの

気づきを、養護教諭は担任や学年の教員に様々な場面を捉え、情報共有をしていたとのことである。

養護教諭が生徒の健康状態、保健室での様子について、他の教員に報告する機会としては、週に一度、保健室の利用状況について紙面で報告することの他、年度初めに何らかの慢性疾患等（の診断）のある生徒について、各担任と確認する場がある。

学校保健委員会が行われているが、この委員会にはPTAからの参加もあるため、生徒のプライバシーにかかわることは話すことはないとのことである。よって、養護教諭と担任等の教諭との情報交換は、学年会議等に養護教諭が参加して行うことは少なく、互いに気づくことがあったら行うといった形に限られていたと思われる。

(エ) スクールカウンセラーの役割

浪岡中学校には、スクールカウンセラーが年間140時間、35回の割当で来校していた。つまり月に2～4回、1回あたり4時間という枠組みであり、浪岡中学校の場合、水曜日がスクールカウンセラーの訪問日になっていた。

浪岡中学校では、学期はじめに生徒向けにスクールカウンセラーの利用に関する案内が出されており、実際に相談する場合は、担任、もしくは養護教諭に申し出るようになっていた。実際にはスクールカウンセラーに直接、申し出る場合があったが、そのときもスクールカウンセラーは担任に報告することになっていた。

浪岡中学校では、1回につき2～3件程度の相談予約が入っていたとのことである。1回4時間の在校時間から考えると、それ以外に養護教諭や生徒指導主事、気になる生徒の担任との情報交換、記録の作成などがあることから、余裕があるとは言えない状況だったと考えられる。

浪岡中学校において、スクールカウンセラーに持ち込まれる相談の多くは、他校と同様に不登校、学校不適應のことが多く、ついで発達に関することであった。人間関係のトラブルについても相談にのってはいるが、いじめの案件はなかったとのことである。

浪岡中学校を担当していたスクールカウンセラーは、県教委からの派遣という形であり、他にも6校の学校を担当している状況だった。そのため学校内の組織（たとえば、いじめ問題・不登校対策会議、生徒指導部会など）に所属することはなく、たとえ特定の生徒のことであっても、何らかの会議の場で話をするとはなかったとのことである。

また、スクールカウンセラーは歴史的に、不登校児童生徒への対応を主目的として導入されてきた経緯がある（現在は「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」）。そのことから、スクールカウンセラーについて、心の専門家であり、不登校や不適應の児童生徒の相談にのってくれる人、という認識が、学校現場（教員、保護者、生徒）に存在し、いじめ対策の視点からの活用に

ついて積極的になれなかった可能性がある。

スクールカウンセラーは時間的にも組織的にも、また相談内容として主に扱っていたことから考えても、生徒が抱える人間関係のトラブル、いじめなどの問題の相談にのることは難しかったと考えられる。

(オ) いじめ予防の取り組み

浪岡中学校では、全生徒が万引き及びいじめについて真剣に考える場として「いじめしま宣言（平成28年度は万引き・いじめしま宣言）」集会を行っている。葛西りまの1年次には平成27年8月27日の5校時、2年次には平成28年4月26日（火）の5校時と6校時にその集会が行われており、それぞれいじめ手記、市教委の担当指導主事の話聞いた後、全校でいじめをしないことを宣言する内容になっている。

この集会では、生徒の代表がいじめの定義を明確にし、その中には「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句などを言われたり、紙に書かれたりしたとき」「パソコンや携帯電話、スマートフォンなどで嫌なことや悪口を書かれたりしたとき」など、葛西りまがされていたことが取り上げられていたが、そこでの活動が生徒の日常的な行動を変えるには至らなかった。

(2) 青森市教育委員会の組織及び体制

ア 青森市教育委員会の組織及び体制

(ア) 青森教育委員会の組織

青森市教育委員会は、平成17年4月における旧青森市と旧浪岡町との合併以降、青森県内初の中核市として青森市における教育行政を担っており現在、教育委員会総務課、文化学習活動推進課、中央市民センター、文化財課、市民図書館、学務課、学校給食課、指導課、そして浪岡地区に設置した浪岡教育事務所教育課で組織されている。

平成17年の合併以前の旧浪岡町の学校教育指導については、弘前市にある中南教育事務所（青森県内には6つの教育事務所が存在する）が管轄しており、中南教育事務所に所属する指導主事が浪岡地区の小・中学校を訪問するなどして指導・助言に当たってきた。

合併後の浪岡地区の学校教育指導については、新たに管轄することとなった青森市教育委員会指導課が浪岡地区を加えた市内全域を担っており、学校事務と社会教育については、引き続き、旧浪岡町と同様、浪岡教育事務所が担っている。

(イ) 市教委、指導課いじめ担当

いじめをはじめとする生徒指導については、市教委指導課の指導チーム、研修チーム、少年育成チーム、就学指導室、管理チーム、教育相談室等が当たっている。

事案発生当時の青森市における小・中学校のいじめ防止等をはじめとする

生徒指導対応については、指導課に所属する指導チーム及び研修チームに所属する指導主事が中心となって研修講座等を開催したり、相談窓口を周知したりして対応してきた。

具体的には、市内の小・中学校教員に対して、生徒指導主事・主任研修講座Ⅰ・Ⅱ（年間２回 生徒指導主事・主任対象）、スクールマネジメント研修講座（年間１回 採用６年目１１年目の教諭対象）、学級経営基礎講座（年間３回 採用２年目５年目対象）そして生徒指導基礎講座（年間１回 初任者対象）等を実施し、意識啓発に努めるとともに、相談先を記載した「いじめ相談カード」（毎年小学校３年生の児童に配付）、「いじめ防止啓発リーフレット」（毎年小学校１年生の保護者に配付）、そして「いじめ防止啓発ポスター」（毎年小・中学校全クラス掲示用に配付）を配付してきた。

いじめを主で担当する指導主事は２名であるが、指導チーム７名、研修チーム６名、育成チーム１名、就学指導室１名、計１５名の指導主事が各関係講座を分担しながら、本市のいじめ対策等に対応してきた。

なお、事案発生後の平成２９年１月以降、浪岡地区の教育行政のより一層の充実を図るために、教育課に指導主事１名とカウンセリングアドバイザーを常駐させるとともに、教育部長、指導課副参事、そして指導主事５名及びカウンセリングアドバイザーで構成される「浪岡地区教育環境充実プロジェクトチーム」を発足させ、対応、支援に当たっている。

イ 市のいじめ防止対策等組織と運用

（ア）いじめ防止対策審議会

法第１４条第３項にそつて、市教委では、いじめ防止対策審議会を置いている。この審議会は、審議会条例（平成２７年３月２４日、条例第３号）によって趣旨や設置について定められ、第１回を平成２７年６月１日に、当時の委員５人（委員は、いじめの防止等のための対策に関して高い識見を有する者として、市教委が委嘱した者）の参加により開かれている。

この審議会の主な役割としては、（１）市教委の諮問に応じ、市が設置する小学校及び中学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議すること。（２）法第２８条第１項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教委に報告すること。（３）その他いじめの防止等のための対策に関し市教委が必要と認める事項を調査審議すること。になっており、年３回の開催が予定され、本事案が起ころるまでは、その予定に沿って開催されてきた。

（イ）いじめ問題対策連絡協議会

青森市いじめ問題対策連絡協議会は、法第１４条第１項にそつて要綱設置（平成２７年１２月実施）されている。この連絡協議会は、市におけるいじめ防止に係る機関及び団体と意見交換等を通して連携を図ることを目的としており、市小学校長会、市中学校長会、青森県中央児童相談所子ども

相談課、青森地方法務局人権擁護課、青森警察署生活安全課、青森南警察署刑事生活安全課、市PTA連合会、市教委指導課、市教委文化学習活動推進課、経済部地域スポーツ課、福祉部子育て支援課、そして市教委が適当と認める関係機関等など12の団体等の代表者が参加し、年に3回開催されている。

ウ 市教委のいじめ防止対策

(ア) 青森市のいじめ防止基本方針

市は、法や県基本方針を受けて、平成27年3月に市基本方針を策定している。その内容は、国の方針に則ったものになっており、方針を定める過程においてもパブリックコメントを十分に反映するなど、法の趣旨を十分に反映したものになっている。

なお、この市の基本方針では、市教委が行うべき予防的取り組みとして、アからソまで15項目を挙げている。

(イ) 市教委の取り組み

市教委指導課では、市の基本方針を受けて、いじめ防止対策としての取り組みを行わなければならない。前述の通り、基本方針には予防的取り組みとして15項目が挙げられている。

【市基本方針、2(1)】

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめの防止のため児童会、生徒会が中心となって自主的に行う活動の充実を図るとともに、児童生徒がいじめ防止のための共通認識を持ち、いじめをなくそうとする意欲を高める、全小中学校からの代表者による「いじめの問題に関する対話集会」を実施し、意識啓発のための活動の充実を図る。
- ウ いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、国及び県が作成する教員向けの指導用資料やチェックリストの配付等を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に努める。
- エ 児童生徒、保護者及び教員に対するいじめ防止の重要性に関する啓発のために「いじめ相談カード」「いじめ防止啓発リーフレット」「いじめ防止啓発ポスター」を配付するなど、必要な措置を講ずる。
- オ いじめの防止及び早期発見のための方策等について、調査研究に努めるとともに、国及び県の調査研究結果を活用し、いじめ防止等の対策及び啓発活動に努める。
- カ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、そ

の他必要な体制の整備を図る。

キ 学校及び家庭、地域が、組織的に連携・協働する体制を構築するため、PTAや地域の関係団体との連携促進に努める。

ク いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又は、その保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。

ケ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び相談窓口の周知徹底を図る。

(ア) 教育委員会が設置している相談窓口、相談電話等の相談員の資質向上に努める。

(イ) 多様な相談窓口として、青森市子どもの権利相談センターにおける子どもの権利の侵害に関する相談や青森市教育研修センターにおける教育相談、青森県総合学校教育センターにおける教育相談等、市や関係機関等が設置した窓口を児童生徒・保護者及び市内の関係者に周知徹底する。

コ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の周知徹底など、家庭への支援に努める。

サ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員研修の充実による資質能力の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保に努める。

シ いじめの問題に対処し、助言を行うため、学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるよう努める。

ス インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、インターネットで発信された情報はすぐに拡散し、拡散した情報の回収は困難であること、匿名で情報を発信される場合が多いことなど、その特性を理解し、効果的に対処できるよう、ネットパトロールを実施する体制の整備を図るとともに、各学校に出向いて啓発活動の充実に努める。

セ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する学期に1回以上のアンケート調査及びその他の必要な取組に関する指導・助言を行う。

ソ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定による出席停止の手続き等を定めた青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年教育委員会規則第13号)第12条に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

このことについて、市教委が、平成27年度、第1回いじめ防止対策審議会で報告した「青森市立小・中学校におけるいじめの現状と教育委員会及び学校の取組について」によると、以下の取り組みが行われていた。

- ・ 学校訪問による指導助言（計画訪問年1回、生徒指導訪問年2～4回）
- ・ 研修講座の実施（生徒指導基礎講座、中学校生徒指導研修講座、管理職研修（校長・教頭・教務主任）、生徒指導主任・生徒指導主事研修講座等）
- ・ 心のふれあい運動推進事業（「いじめ防止啓発ポスター（全学級及び公共施設）」「いじめ防止啓発リーフレット（全小中学校保護者）」「いじめ相談カード（小学校3年生以上の児童生徒）」の作成配布、「いじめ問題に関する対話集会（全小中学校の児童生徒代表）」の開催）
- ・ 子どもや保護者に対する相談窓口の周知（教育相談室、少年育成チームの連絡先を周知、「24時間いじめ相談ダイヤル」「青森市子ども権利相談センター」「青森市教育研修センター教育相談室」、「適応指導教室」「青森市教育委員会就学指導質」等を児童生徒や保護者に周知）
- ・ スクールカウンセラー及びカウンセリングアドバイザー等の配置・派遣
- ・ JUMPチーム等の特色ある活動に関する情報提供
- ・ ネット上の有害情報把握のためのネットパトロールの実施（臨時職員2名によるネットパトロールの実施）
- ・ 学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援（児童生徒、保護者及び教員を対象にSNSを含めたインターネット上の誹謗中傷やいじめ、有害情報、コンピュータ犯罪等に関する出前講座を実施）

ここに挙げられているものの他にも、全市でのいじめアンケート調査（全ての児童生徒を対象に学期1回以上）の実施、学校に対して「いじめ対応報告シート」の提出を呼びかけること、などが行われており、市教委としては、法及び市基本方針に沿った取り組みを行っていたと評価できる。

しかし内容について調査してみると、例えば、ここで挙げられている指導助言や研修講座の全てがいじめ防止に特化したものではなく、生徒指導上の問題や学校経営全般の中でいじめが取り上げられたに過ぎなかったことがわかっている。

（ウ）いじめ防止対策審議会

この審議会の役割は、市教委及び小・中学校が行っているいじめ防止対策や市教委が必要とすることについて審議調査することである。本事案が起こるまでの会議録を確認すると、市教委が市教委として行っているいじめ防止対策（学校への指導を含む）についての情報提供があり、それに関する質疑応答及びコメントになっており、概ね、市教委の取り組みの確実な実施を求める内容になっている。

(エ) いじめ問題対策連絡協議会

この連絡協議会の役割は、いじめ防止に関係する機関及び団体の連携である。本協議会の平成28年度の計画によると、年間のテーマを「学校と関係機関の連携の在り方」とし、3回の連絡協議会では、それぞれ「いじめの積極的認知について」「ネット上のいじめについて」「いじめを見逃さないネットワークに作り」を小テーマと掲げている。

4 中学校の本事案への対応についての評価

(1) 中学校の本事案への個別の対応についての評価

ア 1年次1学期のいじめの発見と対応

(ア) いじめの発見

a 考え方

いじめ、とりわけグループ内で行われるいじめは、周囲に気づかれにくいこともあり、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点で見ることがある。また、一見いじめではないようにみえることも、それを受けている児童生徒の心身の苦痛になっていることがあることを理解し、背景にあるグループ関係を把握するとともに、当該児童生徒の様子を注視し、相談がある場合はもちろんのこと、相談がない場合であっても、当該児童生徒に声をかけ、安心して話せる雰囲気の中で十分に話を聞くよう努めるべきである。

b いじめの把握と発見

葛西 りまは、入学当初作られたクラスの女子グループ関係(■■■■■、■■■■■、葛西 りま、■■■■■のグループ)で誰かが省かれることが行われる中、おそらく■■■■■がよりを戻した6月中旬から遅くない時期に、このグループから省かれ、これ以降、この関係が継続することとなった。

担任の■■■■■教諭は、こうした問題に対して、グループ間のトラブルと把握し、ライン上でも生じ、また、クラス内において、■■■■■に合わせている様子があると関係の見立てもしており、このことは、少なくとも、6月3日の学年会において報告されている。

葛西 りまが省かれていることについては、この時期の「教育相談事前調査用紙」に、「相談することがない」とメモをした上で、「相談できる先生方がいない」の項目にのみ「あてはまる」の「○」をつけている点に、何か相談があるとの示唆がなされているともみえ、また、実際には、これに基づいて6月末に実施された教育相談において、■■■■■教諭に対して、「LINE上であだ名をつけられ、外すよう言われている」との相談があり、これが■■■■■、■■■■■によるものであることを■■■■■教諭が把握している。

c 評価

■■■■■教諭は、少なくともこの教育相談の時点で、葛西 りまに対するいじ

め（というべき事実）を把握したと考えられるが、■■■■教諭が、以上のように、生徒間のトラブルを注視し、その背景にある関係においてこれを見立てており、比較的早期にいじめを発見している点において適切である。ただし、これ以上具体的な話を聞けなかったのか、聞けなかったのかは不明であったが、いじめがこれを訴える児童生徒の心身の苦痛で測るべきものであることから、本人からのこの点の聴取は重要であり、その点で、詳細な聞き取りがなされるべきではあった（これがあとの対応にも影響している。）。また、生徒間の出来事について、トラブルと把握していたが、明確にいじめと理解してはならず、この点は、組織的対応とも関係する問題ではあるが、いじめの理解において十分ではなかった。

なお、■■■■教諭は、この時点で、クラスで仲がいいと見える■■■■、■■■■、葛西 りま、■■■■のグループで、■■■■が中心となって、4月の■■■■、5月頃の■■■■、そして、この時点での葛西 りまと順番に起きている問題としても把握している。

（イ）いじめへの対応

a 考え方

教職員が、いじめを発見した場合、いじめを受けている児童生徒の安全の確保が何よりも優先する。その上で、いじめへの対応に当たっては、いじめを受けている児童生徒がどのような対応を望んでいるのかは十分確認する必要がある。

いじめを行っている児童生徒への対応は、いじめを受けている児童生徒から確認された事実に基づくことが好ましく、いじめを受けている児童生徒といじめを行っている児童生徒の認識にずれがあることの可能性を理解して、いじめをしているだろうとの断定ではなく、事実を出発点として、いじめを受けている子どもの傷つきに気づけるような対応が好ましい。

また、いじめを把握した時点、対応をした時点で、いじめを受けている児童生徒がどうしても保護者に話してほしくない意思を示している場合を除いて、速やかに、いじめを受けている児童生徒の保護者と連絡を取るべきである。また、いじめを行っている児童生徒の保護者への連絡も、当該児童生徒に対して対応した後、速やかに行う必要がある。

なお、いじめの発見、対応において、組織として単に情報を共有するにとどまらず、組織的に対応することが必要であるが、この時点においてなされていないことから、この点については、葛西 りまへのいじめへの対応が複数教員でなされた2学期以降の対応において、別に検討することとする。

b 事実と対応

（ア）の葛西 りまからの相談に対して、担任の■■■■教諭はまず、■■■■、■■■■に対し、4月の■■■■に対する出来事を挙げて、ラインをやっていることを挙げ、■■■■の時みたいをやっているのでは

ないかと質している。これに対して、[]から、自分が省かれていたことが話され、葛西りまからの訴えの件については十分な把握がなされていない。

また、[]教諭は、[]の[]に、この件で電話をし、LINEでの悪口についての指摘をしたところ、「[]」といわれ電話を切られ、それ以上の対応ができなくなっている。

この件については、学年主任の[]教諭にも報告がなされ、葛西りまの保護者に連絡を取るよう指示がなされ、[]教諭も保護者に連絡をしたとしているが、保護者の側ではこの時期連絡は受けていないとしている。

また、この件について、葛西りまが、「携帯は落として捨てた」「LINEはやめた」としたことから同様のことが続くことはない判断し、念のために、学級全体に対し、LINEでの攻撃について注意を促し、指導を終えている。

c 評価

この[]教諭の一連の対応について、教育相談での葛西りまからの聴き取りが不十分であったことの影響は大きく、いじめを受けている本人の訴えを、心身の苦痛に留意して聴き取ることの大切さは確認されるべきである。また、生徒への聴き取り、加害生徒の保護者への連絡、いじめを受けた生徒の保護者への連絡など、いじめが起こったときの手順について把握されていたものとは思われるが、いずれも中途半端な対応に終わっている。

もっとも、こうした対応については、中学校において組織的対応が欠如していたことの影響が大きいと考えるべきである。いじめの中心になっているのが、ある意味対応が難しい生徒及び保護者であること、また影響力も大きくクラスの中心になっている生徒により継続的に繰り返されていること、LINEという学校では使えないSNS上で起こっていることを考えると、中学校において、組織的対応が必要ないじめとはっきりと位置づけ、担任に差し戻すような形で任せるのではなく、組織として対応を管理するなどの対応が必要であったものと思われる。

(ウ) その後のいじめへの対応と保護者との連携

a 考え方

いじめは、教員の指導により、いったんは収束し、あるいはそのようにみえ、または、しばらく何も起こらないということはよくあることである。したがって、そのような場合であっても、いじめがなお引き続いているか、或いは再度起こっているかについて、いじめを受けている児童生徒からのサインに気づき、話を聞くことを基本として、いじめの動静を注視する必要がある。

いじめが引き続く場合、或いは間をおかずに再度起こる場合、いじめを行っている児童生徒が相手の傷つきに思い至らなかつたり、何らかの言い分が

あつていじめを正当化したり、悪く思わないなど、いじめを行っている児童生徒といじめを受けている児童生徒の間の認識にずれや開きがある場合がある。このことを踏まえ、引き続く或いは再発したいじめを止めると同時に、いじめを行っている児童生徒の話聞く必要がある。また、こうした場合にいじめが拡大する可能性もあることからその防止を図る必要がある。

また、引き続いて起こるいじめに対しては、いじめを受けている児童生徒から対応についての意思を確認するとともに、児童生徒の保護者と十分連絡を取り、対応すべきである。いじめを行っている児童生徒の保護者との連絡も同様に必要である。

b 事実と対応

葛西 りまは、1学期が終了する終業式の日、保健室を利用しており、その際の「質問カード」のストレスを示す項目に「はい」と答えており、欄外余白に、■■■■教諭が聞き取った内容として、グループからの嫌がらせを受けているとの記述、家庭でも話題にしているとの記述、担任に相談したいが自ら相談するとエスカレートするかもしれないとの危惧、それとなく聞いてほしいとの要望について記載がなされていた。

その後なされた三者面談においては、■■■■教諭は、■■■■及びその保護者に対しては、葛西 りまの名前を出さず、LINEトラブルの問題があることを伝えている。ただし、その際、保護者が■■■■を問い詰め、親子喧嘩のようになったことから、これ以上の対応にはならなかったとしている。

他方、葛西 りまの三者面談の際には、LINEトラブルの件について生徒たちに指導し、先方の親にも注意してもらえるよう話をしたとしている。もっとも、いじめを行っている生徒の親への指導は、先の■■■■の保護者への電話、三者面談時の■■■■の保護者への注意にとどまっていることから明確な指導の内容が伝えられたとは考えにくい。葛西 りまの母親からは、■■■■、■■■■、■■■■の各保護者への指導を求められており、曖昧な反応しかなかったとされている。

■■■■教諭は、この三者面談の際、葛西 りまに対して、■■■■からの具体的にされたことについて質問し、葛西 りまからは、直近の手踊りの披露の際に来ていた■■■■にいらまれた話がなされ、■■■■が他の生徒に嫌がらせをやらせているとの話がなされている。

そして、夏休みに、葛西 りまが■■■■らに会う機会がないことを確認し、様子を見ることとした。しかし、実際には、クラスのLINEグループにおいて、葛西 りまはあだ名を使って悪口を言われ、グループを退会させられ、退会後のグループトークでさらに悪口を言われるということが生じている。

c 評価

葛西 りまをめぐる出来事について、いじめとしてではなく、トラブルという形で表現されており、いじめとして組織的な判断がなされていないのは前述と同様である。

いじめが引き続いて行われていることのサインは、保健室の「質問カード」作成時に、葛西 りま本人から示されている。組織的に対応すべき事例と捉えられていれば、この時点で、■■■■教諭によって詳細が聴き取られていたはずであるが、十分な対応がなされていない。こうしたいじめの話が語られたときの■■■■教諭の役割も必ずしも明確ではなく、このときの話がどのように扱われたのかについて確認できない。いったん収束したように見えるいじめが再燃する場合、どのような関係で、またどのような場面で生じるかについては注意を要し、その意味でも組織的な対応が必要であるが、それがなされていない（組織対応の問題については後述。）。

■■■■教諭の三者面談時の■■■■への対応については、おそらく、葛西 りまからの訴えに対して、いじめを行っている生徒への対応として、当該生徒及び当該保護者にも伝えなければいけないとの考えから行われたものと思われる。こうした対応は、ふさわしいものであるが、中途半端に終わり、いじめを抑止する効果を持たなかった。

三者面談時の■■■■教諭による、葛西 りまの保護者へのいじめの対応についての説明があいまいであったとの指摘がなされているが、そもそも対応が不十分であったことが原因であると思われる。なお、対応の不十分さは、対応がもっぱら担任に委ねられ、組織としての対応がなされていないことによるところが大きい。また、女子グループのLINEトラブルとして対応しているところにも問題がある。相談としても、クラスの女子生徒のグループにおける人間関係として話されており、確かにLINE上のやりとりとして問題は生じていたが、LINEトラブルとして指導がされたことにより、LINEの使い方の指導としてのみ受けとめられている様子も見られ、問題が矮小化されてしまっている。また、問題が生じたLINEグループはクラスのグループであり、その点を重視すれば、この関係はクラス全体に波及する可能性があったといえるが、その点の視点がなく、結果として、LINEでの出来事を通じてクラス全体の関係に拡大し、これを防げなかった。

また、■■■■教諭は三者面談時、葛西 りまと■■■■からのいじめに関してやりとりをしており、いじめを発見した後、その後の動静を注視するという点では、好ましいとも言えるが、三者面談での質問への応答として語られており、その把握は（直近の出来事のみが語られるという点で）表面的にとどまっている。本来であれば、葛西 りま本人とこの点で話を聞く機会を別に設けるべきであったと思われる。

イ 2学期以降のいじめの質の変化・拡大と対応

(ア) いじめの把握

a 考え方

いじめは、いじめの定義に従えば、受けている行為とそれに基づく当該児童生徒の心身の苦痛という傷付きを指標として把握される。児童生徒のその意味での傷付きは、本人から相談される場合の他、本人の様子や変化、また特に心理的いじめの場合、不登校（本人が登校したくないとするものの他、本人がいじめが原因であると意識しない身体症状によるものもある。）の他、いじめを心因として生じる疾患などにも表れる。いじめの把握に当たっては、こうした場合があることを踏まえる必要がある。

とりわけ、身体症状や疾患は、医療機関で診断がなされることで、原因をいじめと見ず、病気の問題とされることがある。医療機関から診断を受けた場合でも、背景にいじめがあるのではないかとの視点を持つ必要がある。

b いじめの把握

1学期の後半、これまで、女子グループ内での葛西りまに対する[]や[]の嫌悪感の発露として行われていたいじめが、そうした文脈を離れて、すれ違いざまに暴言を言ったり、あだ名をつけた上、いじめを行う生徒にとって葛西りまの目立つ、目につくまたは鼻につく行動を取り上げて、揶揄したり悪口を言ったりするようにな形に変化している。また、こうしたいじめは、クラスにおいて、[]に同調する男子生徒にも広がっている。こうしたいじめの質的变化は、葛西りまを日常のあらゆる場面で、他者を意識せざるを得ない状態におくことになり、2学期には、これが身体症状として表れ、起立性調節障害を発症したと判断できる。

こうした葛西りまの状態は、[]の[]教諭を通じて、まずは、早退・欠席が目立つ生徒として把握され、主任会・学年会でも共有されている。その後、葛西りまは、医療機関で起立性調節障害と診断され、学校にも報告がなされた。

他方で、この時期、クラスの中でもわかるくらい、暴言や悪口がなされており、LINE上でもなされている。また、葛西りまが、涙ぐむ様子を見ている生徒もいる。しかし、これらは、生徒の間で気づかれているにとどまり、教員はこれを把握していない。2学期の始めには、むしろ、欠席が目立つ生徒とされ、学年会議では、「登校したがらず。早退したがる。」とされ、原因として、クラス内の人間関係、宿題をやれないことの2つがあげられていた。そして、9月16日、葛西りまは、保健室で、[]、[]、[]から悪口を言われることを相談し、その後、1年[]の[]教諭と面談している。

c 評価

葛西りまは、1学期を終えるに際して行われた三者面談で、(トラブル

という表し方であるとはいえ、)いじめを受けていることが把握されており、2学期を迎えるに当たっては、いじめの動静が注意深く注視されるべきであった。■■■■教諭としてはそうした意識をもっていた可能性はあるが、中学校としては、いじめに関する組織的対応の欠如により、そうした観点はみとめられない。

クラス内の人間関係があることは想定しつつも、宿題をやれないことも原因のひとつとし、早退や欠席が、いじめを原因とする葛西りまの変化とは見られていない。1学期からのトラブルが、いじめとして、組織的に把握されていれば、動静注視の結果として、当然に、2学期に入ってから葛西りまの変調は、いじめが背景にあるとの判断になり得たはずである。

その結果、葛西りまのいじめが、再度把握されたのは、保健室での相談であり、■■■■の面談につながっている。しかし、葛西りまにとっては、再度の相談であり、相談しても、対応が同じで、状況に変化がなければ、いじめを受けている児童生徒にとって、よりいじめがひどくならない限り、相談しようという意欲を失うこともあることは十分に留意すべきである。

(イ) いじめの原因になりやすい疾患といじめへの対応

a 考え方

医療機関から診断を受けた疾患で、学校生活に影響があるものについては、学校では、当該児童生徒が疾患を有することを共有(病状の共有)することとどまらず、当該生徒及び疾患による症状にどのように対応するかについて共有(対応の共有)する必要がある。その際、教職員が当該疾患について正しい知識を共有することはもとより、とりわけ、誤解が生じやすいいじめの原因になりやすい疾患等の場合、そのことがいじめの原因とならないよう、他の児童生徒へ適切に説明をする必要がある。

児童生徒への説明に当たっては、疾患の有無はセンシティブ情報にも当たることから、当該児童生徒及び保護者と十分協議を行い、その了解の下、過不足のない説明をしなければならない。

b 事実と対応

葛西りまの起立性調節障害については、診断時に医療機関から保護者に渡された病気に関する説明書が学校にも提供されている。■■■■教諭は、病状について確認するとともに、■■■■教諭とも相談して学校で対応するとしている。

葛西りまが、起立性調節障害のために、欠席したり、遅刻したり、早退したりすることについて、クラスでは、「ずる休み」等の指摘が出始めており、■■■■教諭も確認している。■■■■教諭は、保護者の了解を得た上で、病名は告げなかったものの、病気であり、医師の指導を受けて休む等をしており、ずる休みではない旨の説明をクラスで行ったとしているが、これを記憶している生徒もいれば、いない生徒もおり、クラスの生徒からの「ずる休み」等

の指摘に対して効果的に作用はしていない。

欠席や遅刻が増え、登校しても早退することが見られる中、葛西 りまは、起立性調節障害という病名に納得しながらも、休むことで非難されることもあり、クラスの中では引け目を感じている様子も見られる。合唱コンクールに向けた練習で、■■■■教諭が練習の時にはマスクをはずすよう呼びかけ、葛西 りまがマスクをはずさずにいたところ、■■■■が葛西 りまに対して、かなり強い調子でマスクをはずすことを命じたということがあった。■■■■教諭は■■■■に対し、注意すること自体は評価しつつ、強すぎる命令に対してはたしなめている。

中学校では、生徒の日常の生活指導、ペースメイキングは、「やまなみ」を通じてなされている。中学校では、家庭学習を重視し、1日1頁、時間数が学年プラス1時間とされており、担任と生徒の間の連絡ノートである「やまなみ」は、通例、こうした家庭学習指導のツールとして活用されていた。

起立性調節障害診断以降、「やまなみ」で、葛西 りまに対して、■■■■教諭は、体調を気遣うことと、欠席等で遅れがちになっている学習環境を整えることを目標においたと思われるが、現実の記述としては、第2-4(2)ウ(エ)の通り、体調管理上相応しくないとと思われる行為を戒め、学習については学校の方針通り進行管理する内容となっている。こうした傾向は、欠席が多くなる3学期も引き続いて行われている。

c 評価

葛西 りまの起立性調節障害については、学年会等を通じて、葛西 りまが同疾患であることは共有されたが、その対応について協議された形跡はない。■■■■教諭へは、保護者から提供のあった医療機関からの説明書の他は、同疾患の生徒を担当した経験のある教員から情報が提供された程度である。後述の通り、この時期中学校の葛西 りまへのいじめの対応が組織的または複数の教員での対応になっている様子が窺えるが、生徒の問題行動に対する対策として、事態が生じたときに、瞬発的に動くにとどまり、それ以外での動きが鈍く、疾患への対応など他の生活指導領域では機能していない。

起立性調節障害は、児童生徒がかかる疾患の中でも、「怠けている」などのそしりから、いじめの原因になりやすい疾患である。こうした疾患の特徴を踏まえて、当該児童生徒及びその保護者とよく協議をした上で、当該疾患について、他の児童生徒に理解を深める必要がある。しかし、本事案では、葛西 りまの起立性調節障害について、■■■■教諭が、いじめの兆候に対して、保護者の同意を得て、クラスの生徒に欠席・早退が等が疾患によるものであることについて説明をしようとしたことは評価できるが、正確な知識を前提に、どのように説明するか等について組織的に協議されておらず、その説明はもっぱら担任に委ねられており、■■■■の■■■■教諭の説明も生徒にはうまく伝わっておらず、結局、葛西 りまは、ずる休みとの印象を持たれ、そのことを材料としたいじめを抑止することはできなかった。

また、■■■■教諭のこの疾患に対する理解も十分であるとは言えず、「やまなみ」を通じての生活指導は、葛西 りまの体調を気遣う面も見られるが、むしろ、家庭学習のペースメイキングの意図の方がより強く表れている。その意味で、「やまなみ」は、生徒からの相談ツールではなく、教員による学力向上のための管理ツールとしての役割を担っており、葛西 りまの不安の軽減ではなく、ストレスを強めた可能性がある。

ところで、前記のとおり、合唱コンクールの練習において、■■■■教諭が練習時にマスクをはずすことを促したのに便乗する形で、■■■■が葛西 りまにマスクをはずすことを強く命じたとするエピソードがある。この■■■■の命令は、■■■■にとっては、教員の意に沿う正当な行為である。

しかし、その時点での状況、その時点の人間関係においては、葛西 りまにとって精神的苦痛を伴うものでいじめに当たる。このように、教員の指示が、いじめの材料になり、いじめに加担する可能性があることには留意する必要がある。

(ウ) いじめへの対応

a 考え方

いじめは、児童生徒間の人間関係に起因するものであり、人間関係が修復されない限り、再び起こる可能性がある。いじめが形を変えて起こる場合も想定し、児童生徒からの日常の相談場面で留意するとともに、いじめについての相談がなされなくても、当該児童生徒に様子を尋ねるなど、いじめの動静に注視する必要がある。

いじめの動静の見立ては複数の教員により組織的に行う必要があり、いじめを把握した場合、教員一人で抱え込まないよう、組織として共有するとともに、いじめを受けている児童生徒の考えを十分聞いた上で、対応方針を定め、教職員間で対応方針を共有し、共同してこれに対処する必要がある。

いじめへの対処に当たっては、いじめを受けている児童生徒の保護者に報告するとともに、よく連絡を取り、理解の下、共同してこれを行う必要がある。またいじめを行っている児童生徒の保護者にも連絡し、その内容を説明するとともに、協力を求める必要がある。

b 事実と対応

2学期において、葛西 りまに対してなされるすれ違いざまの「死ね」などとの暴言について、■■■■の■■■■教諭の他、■■■■の■■■■教諭、■■■■の■■■■教諭で、■■■■を個別指導している。また、9月16日の葛西 りまの保健室での上記の相談は、■■■■の■■■■教諭への相談に繋がられ、その結果、悪口を言うと指摘された■■■■、■■■■、■■■■を■■■■が指導したとされている。後者の指導については、葛西 りまが、その後3人がおとなしくしているとうれしそうに言っていた様子が伝え

られているが、葛西りまの保護者には特に伝えられておらず、
、
の保護者に伝えられたかどうかは不明である。

教育相談が行われる11月、葛西りまは、保健室利用時に、
、
からの悪口について教育相談で教諭に相談したい旨、強く希望をしている。教育相談においては、悪口の内容について、自身で保存または友人から提供されたLINEのスクリーンショットに保存されているとした上で、「まだ言われている」と相談している。これに対して、教諭は、行為者を直接に指導すると、報復のおそれもあるので、クラス全体にLINEの使い方という形で指導をすることで、LINE等でなされる悪口等は保存が可能であること、LINEグループではグループに関することだけを話題にすべきで、関係ない人の話をそこでしてはいけないといった内容の指導をクラスにおいてしている。

12月の三者面談において、教諭は、このLINEの件についての対応を説明した。その際、葛西りまの保護者からは、「その他にもある」とされた上で、いじめを行っている生徒らの保護者に連絡を取るよう求められたとされているが、教諭は、LINE以外のことについて思い及ばなかったものの、「その他」とされた内容について確認しないまま面談を終えている。

c 評価

中学校は、葛西りまからのらのLINE等での悪口、すれ違いざまの悪口等に関する相談に対して、1学期については、主任会や学年会で把握はするものの教諭の対応に委ねるにとどまっていた。2学期に入ると、ここに、
、
、
教員が加わって指導をするようになっていく。

葛西りまに対するいじめに対しては、複数教員が関わることで組織的対応しているように見え、そのこと自体は評価できるが、生徒間の出来事を、いじめであるかどうかの観点から見立て、対応方針を共有した上で、対応しているというよりは、主任会を中心として、そのときどきで対応できる教員が複数で関わっていたというにすぎない。

本事案において、複数教員で対応することはこのましいことであるが、いじめの問題は、いじめの特質に応じた特別の対応をしなければならない場合があり、こうした対応では、いじめの組織的対応とはいえず、不十分である。

葛西りまの教諭への相談は、1学期と同様に、教育相談が近くなった頃、教諭にその希望が話され、教諭から教諭に伝えられている。こうした葛西りまの行動からもわかるとおり、公式に設定されている相談の機会、生徒には、学習相談にとどまらず、さまざまな悩みを相談しやすい機会となっている。教諭は、葛西りまにとっては、相談したい先生と捉えられており、その点で評価されるべきであるが、他方で、相談の機会がこれにとどまっていた点は検討すべき課題である。もちろん、葛

西 りまは、9月に、保健室で相談をしており、その意味では保健室の相談機能も重要である。しかし、本人からの相談は、よほどのことがあつてはじめてなされる傾向にもあり、教員の方から相談を促す等の対応は必要であるように思われる。

■教諭にとって、保護者への説明が困難で、萎縮している様子がみられ、1学期、臨機になされていた保護者への説明の機会が2学期では三者面談にとどまり、対応にも萎縮の傾向がみられる。いじめの対応において、いじめを受けている児童生徒の保護者に、いじめの事実や対処について説明をすることは大切なことであり、いじめをしている児童生徒の保護者に対しても同様である。本来であれば、いじめを発見、認識したとき、及び何か対応をするとき、またはしたとき、児童生徒本人の気持ちも聞きつつ、速やかに、連絡する必要があるが、その点に至らなかったといわざるを得ない。もっとも、この点は、中学校において、いじめの組織的対応のあるべきしくみが整っておらず、その分、担任に抱え込ませていた点に大きな原因がある。

ウ 2年次のいじめと対応

(ア) いじめとクラス編成

a 考え方

クラスにいじめが生じていて、それが解消せず、いったん収まっていたようにみえていても再発する可能性がある場合、進級時の新たなクラス編成において、いじめの背景にある人間関係を配慮することは好ましいことである。

他方、進級時のクラス編成は、児童生徒にとっても関心事であり、すべての児童生徒の満足を得られることは困難であるとしても、不満が生じる可能性には留意する必要がある。

b 事実と対応

1年次2学期の三者面談において、或いは3学期において（この点、時期の確定はできていない）、葛西 りまに対するいじめを背景として、保護者から■、■、■とクラスを分けてほしい旨の要望が出されている。また、他の生徒の保護者からも2年次のクラス編成に向けて要望が出されている。

クラス編成については、保護者からの要望があつたからというだけではなく、教員の側でも配慮の必要があると考え、単に■、■、■の3名と葛西 りまを離すだけではなく、■と■を■組、■を■組に配置し、教材室を挟んで■組・■組とは生活動線も異なる4組に葛西 りまを配置するという配慮もなされた。

こうしたクラス編成については、■からは、葛西 りまが、葛西 りまと仲の良い生徒と同じクラスになっている（自分はそうではない）との不満が出ている。

c 評価

2年次のクラス編成に当たって、教員らがそうすべきと考えて葛西りまをいじめの関係から切り離すクラス編成がなされたのに対して、
は、葛西りまが、
との勘違いに基づく不満を感じていたが、そうした不満はやむを得ない部分もあり、2年次当初の葛西りまの様子も含めて考えると、この時点のクラス編成としては、よく考えられており、評価できる。

他方、クラス編成に当たって、ある種の意図を持って編成を行った場合、効果が得られる一方で、これに不満を抱く生徒が出ることは予測できることであり、こうした関係を注視し、いじめ等問題が発生しないかどうか十分に注する必要がある。

(イ) 校則違反を理由としたいじめと対応

a 考え方

いじめは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、心身の苦痛を感じているものをいうが、その行為を行う児童生徒にとってみればいろいろな理由(いいわけ)を伴う。①弱いものいじめであるかどうかという力関係、②相手がやり返しているかどうかという一方性、双方性、③相手が悪い、または自分が正しいといった正当性、④続いているかどうかという継続性、⑤悪意があるかどうかという加害性、⑥悪ふざけであるかどうかと言う遊戯性、⑦たいしたことがないかという程度、などである。

中でも、相手が悪く、自らに正当性があるということが理由になっているいじめの見極めと対応は、難しくまた留意が必要である。本事案で問題になっている校則違反を根拠に相手を質す行為は、その主張がなされた場合、教員としては首肯せざるを得ない場合もあるが、質された生徒の傷付きを基準としていじめかどうかを判断し、その背景にある人間関係を見極めて適切に対処することが求められる。

b 事実と対応

葛西りまは、これまでの関係から切断された新しいクラスで、2年生をスタートさせた。しかし、4月の半ばには、他のクラスの生徒から葛西りまともう一人の生徒が化粧をしているとの指摘がなされ、当該クラスの
の
教諭を通じて、新しい
の
教諭に伝えられている。これについては、
教諭も
教諭もそうした事実はないと考えており、
教諭は、「疑いを晴らそう」との意図で化粧用コットンを渡し顔を拭かせたとしている。疑いは晴れたが、その際、
教諭は、葛西りまともう一人の生徒に対して、何も説明せずに顔を拭かせたとされている(生徒側はそのように受け止めていた)。なお、同日、
は、「学校に化粧をしてくる人ってなんだろう」とTwitterに書き込み、これに便乗してこれを揶揄

する書き込みが複数の生徒からなされている。

校則違反の指摘は、5月頃、クラスが違う■■■■、■■■■、■■■■ (いずれも■■■■) からなされている。この3名は、葛西 りまが校則違反のアイプチをしていることを、葛西 りまの■■■■の■■■■教諭に告げ、校則違反として指導することを求めている。これに対して、■■■■教諭は、「言いがかり」として、適当にあしらい、取り合うことはしなかった。

b 評価

顔の化粧の件は、この指摘によって校則違反の疑いがかけられ、葛西 りまにとって心身の苦痛を生じたと考えられるが、それは、説明なく（少なくともそのように受け止められる形で）、顔を拭かせた■■■■教諭の対応に起因するところが大きく、こうした場合の指導が生徒のいじめに加担したり、生徒のいじめと同様の効果をもたらす場合があることに留意すべきである。

アイプチの件について、■■■■教諭が、本事案において、これに取り組むことをしなかったことは評価されるが、他方で、校則違反の指摘に対応しないことについて、指摘した生徒らの不満が残る可能性があり、そのことから、いじめが継続するか、新たないじめが生じる可能性もある点には留意すべきである。

本事案の場合、これまでのいじめの関係とメンバーが異なること、校則違反の指摘という新たないじめが生じていることを把握し、その動静を注すべきであった。

(ウ) 不名誉な噂の拡散によるいじめと対応

a 考え方

いじめは、一定の人的関係にある児童生徒の間のこととして行われるが、近年では、児童生徒のスマートフォン等の利用が進み、SNSを含むインターネット上でこうしたいじめが行われることが増えている。

こうしたいじめは、一定の人間関係があるとしても、例えばクラスなど現実の関係とは必ずしも一致しない、したがって、現実においては関係の薄い関係においても生じることがあり、その意味では仮想の関係として児童生徒のいろいろな組み合わせで生じうる。また、物理的な関係を遮断しても、つながり続けることもあるので注意を要する。

また、こうしたいじめには、拡散力があり、その分いじめを受けている児童生徒の心身の苦痛は大きくなる。さらに、いじめの捉え方について、いじめを受けている児童生徒と、いじめを行っている児童生徒の意識の間にギャップがあることは知られているが、こうしたインターネット上のいじめは、インターネットを通じたコミュニケーションの特性から、(例えば、「いいね」の送信にみられるように) 差がさらに大きいことも念頭に置いて対処する必要がある。

なお、児童生徒にダメージの大きいいじめが生じた場合、いじめが収束していたとしても、当該児童生徒の様子を注視するとともに、気になる変化については共有し、本人及び保護者と連絡を取り、対応についても協議し共有する必要がある。

b 事実と対応

葛西 りまにとって事実無根で不名誉な噂が、2年次の6月に突然、LINEのタイムライン上で流された。思春期の児童生徒にとっては、最も傷つきやすい男女の交際に関するもので、しかも全くの事実無根のものであった。かかる噂の発信源については、■■■■■■■■■■以上には確認ができず、■■■■■■■■■■も耳にただけというものであった。LINE上では、■■■■■■■■■■がこれを書き込んだとされ、その後、■■■■■■■■■■が書き込み、■■■■■■■■■■が加わり、複数の生徒が加わり、現実のクラスを越えた関係で広がった。書き込みに対してスタンプを送信する生徒もおり、拡散する様子うかがえた。

葛西 りまは、■■■■■■■■■■教諭に相談し、■■■■■■■■■■教諭は、中体連の前日ではあったが、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■教諭、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■教諭、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■教諭、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■教諭の協力を得て、必ずしもクラスにこだわらずに、関わったと思われる生徒から聴き取りをし、この噂とその拡散が葛西 りまを傷つけるものであることを説諭した上で、拡散させないことを指導した。

その後、■■■■■■■■■■教諭は、葛西 りまの自宅を訪問し、指導をしたことについて報告し、葛西 りま本人と保護者から話を聞いて、様子と要望を聴取している。その上で、再び、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■に指導を行っている。その際の指導は、LINEの悪口をきっかけに命を絶つこともあるとの話を含む強い指導であったとされている。

この件は、これで収束している。その後、学年会でも報告され、葛西 りまについて、観察、家庭への連絡の必要性があるとされた。これまで、葛西 りまは、教育相談において、いろいろ相談をしていたが、この時期の教育相談では、「特に気になることはない」としている。また、1学期終了直後に実施された三者面談では、葛西 りまからは、「■■■■■■■■■■が廊下ですれ違いざまに何か言っている気がする。無視して関わらないようにしている」との話がなされ、■■■■■■■■■■教諭は、何か言われたらその時すぐ教えてくれればすぐ対応するとこれに応じている。

他方で、■■■■■■■■■■教諭は、葛西 りまが希死念慮言動を示していたことについて、6月下旬に、葛西 りまの友人の保護者から聞いたが、さらなる確認に至っていない。この件について、■■■■■■■■■■教諭は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■教諭に伝えたとしているが、■■■■■■■■■■教諭は記憶していない。また、夏休みに実施されている生徒指導研修会で、葛西 りまについて、6月の他校生徒との付き合いに関するLINEトラブルの件で不登校気味になっていること、既に関わりのある生徒の指導がなされていること、観察・見守りを継続する必要があること、他生徒からの話として車に飛び込もうとしたとの話があること等が報告さ

れている。ただし、対応についての協議はない。

なお、2学期の始業式の前日、葛西 りまは登校していないが、■■■■教諭は、保護者に連絡はしていない。

c 評価

LINEのタイムラインで流された不名誉な噂について、■■■■教諭は、葛西 りまからの相談を受けて、関係する教諭、協力可能な教諭に協力を仰ぎ迅速に対応をしている。関係生徒から聴取をし、葛西 りまと保護者に連絡をし、様子と要望を聴取し、さらに関係生徒に指導に当たるなど、その時点での対応に遺漏はない。

中学校において、このように大きな事態が生じたときに、学年主任や副主任を含む関係教員の協力が得られ対応できており、そのことは評価できるが、ただし、いじめ防止対策組織はなく、こうした事態を長い目で注視し、観察し、対応するしくみがないため、その動きは、瞬発的にとどまっている。確かに、その後の学年会等で、情報として共有することもよくなされているが、教員が知るという以上に、対応方針の協議がなされたり、具体的に組織的に対応されることはなく、通常の担当である担任に返され、結果として、次に大きな事態が生じるまでは複数での対応がなされないことになってしまっている点は大きな問題である。

なお、■■■■教諭が把握した葛西 りまの希死念慮言動に対しては、もうすこし丁寧に確認をすべきであったし、そうしたリスクを伴う生徒として注視すべきであった。学年主任への報告を学年主任が真摯に受けとめたかどうかはともかく、少なくとも生徒指導研修会で報告されている以上は、具体的対応について協議し、これに対応すべきであった。

(ウ) 部活動におけるいじめと対応

a 考え方

部活動は、しばしば、いじめが行われる場となりやすい。例えば、部活動の人間関係においていじめがある場合、先輩から後輩に対し、あるいは技能が上のものから下のものに対する指導の形、すなわち部活動の指導体制が投影する形でいじめが行われることもしばしばみられる。また、部活動においては、しばしば勝ち負けや、選手等に選ばれるか否かなど、他との関係で優劣があり、それ自体は不可避、不可欠であるとしても、結果の悔しさの発露として、いじめが行われることもある。さらに、部活動では、しばしばチームの一体性が求められ、その反作用としてのいじめもある。いずれにせよ、部活動におけるいじめは、その背景に部活動の文化があることから見えにくいのも特徴である。

このような部活動におけるいじめの特性を踏まえ、そして、部活動も、学校教育の場であることを踏まえ、顧問はかかるいじめについて発見に努めるとともに、早期に対処し、部活動の指導体制、体質及び文化がいじめの原因

になっていないかを含めて防止に努めるとともに、学校は、いじめ防止対策組織から部活動が漏れないよう体制を整える必要がある。

また部活動でのいじめは、部活動の文化が背景になっている場合、起こりやすいものであり、ときに、外からは、関連性が見えない形で、クラスや日常の児童生徒関係とも連動する可能性があることから、顧問は、担任等と連絡を取り合うとともに、かかるいじめ防止対策組織と緊密に連携をとる必要がある。

b 事実と対応

葛西 りまは、1年次の8月、2年生を中心とした新たなチーム編成で臨む秋の新人戦に先立つ夏の強化練習会でのベンチ入りメンバーに選ばれた。15名の1年生部員のうち、選ばれたのは5名で、■■■■の■■■■教諭の意図としてはベンチを盛り上げるメンバーあったが、生徒の間では技能の評価に基づくものと理解され一喜一憂が生じた。そして、葛西 りまが地域の手踊りの会にも参加しており、その都合で部活動を休むことがあったことから、葛西 りまの選抜を不満に思った生徒がいた。

そして、このことをきっかけとして、■■■■、■■■■、■■■■から、後に校則違反の化粧の問題としても取り上げられるアイプチにちなんだあだ名や、クラスでも呼ばれていたあだ名で呼ばれるようになった。そして、この関係をクラスの■■■■も知っており、葛西りまに対する悪口の中でも取り上げている。

■■■■の■■■■教諭は、部活動にほぼ参加していたとしているが、こうした関係に全く気づいておらず、部員である生徒の人間関係の把握も十分にしていない。また、さまざまな生徒の一喜一憂に関わる場面でも、■■■■としての方針等の説明もされておらず、その意図は生徒に伝わっていない。部員の中には、たとえ■■■■に告げたとしても、全体の場で名前を伏せて注意するに留まってしまい、根本的な解決に至らないと言う者もいる。いずれにせよ、1年次の強化練習会のベンチ入りメンバー選抜以降生じた、葛西 りまに生じたいじめを把握することはなかった。

c 評価

部活動におけるいじめが、部活動の指導体制、体質及び文化を背景として行われている場合、生徒に苦痛があったとしても気づかれにくく、それがいじめによるものだと本人も気づかないことがあり、発見しにくいものである。しかし、それだけに、■■■■は日頃、部活動の人間関係を把握し、観察をし、こうしたいじめを発見に努めなければならない。

■■■■教員は部活の場にいるようにしていたものの、こうしたことから考えると、部活での人間関係トラブルやいじめの対応については、教員の感じ方次第でなされたり、なされなかったりする形になっていたといわざるを得な

い。そして、**■**は、これに十分注意を払っていなかった。

また、**■**教諭は、校務においては**■**であり、主任会のメンバーとして、生徒の人間関係や、普段の生徒の様子、生徒間で発生している問題について把握できる立場にあったが、このことも活かされていない。

学校においても、クラス、もしくは学年を越えたところで起こる部活での人間関係の問題については、結局、**■**から学級担任、もしくは学年の教員に報告することから始まるとの認識がある程度であり、部活動固有の問題以外は当該生徒を担当する学級担任の問題とされていた。組織としても、いじめという観点から生徒間に起こる出来事を評価し、いじめの全容を解明し、問題を見立て、見通しをもって対応するいじめ防止等対策組織が作られておらず、部活動におけるいじめを把握することはなかった。

(2) 中学校の対応の総括的評価

ア いじめ防止基本方針とその運用の問題

学校基本方針は、法はもちろん、国のいじめ防止等のための基本的な方針、市基本方針をさらに具体化するものでなければならない。

その点、当該中学校のいじめ防止基本方針は、市基本方針に比べても具体的ではなく、一般的な内容に留まっている。また、そこに記載されている組織や取り組みと実際に運用されていた組織、取り組みには隔たりがあり、こうしたことから考えても、当該中学校のいじめ防止基本方針は、書類上の整備をしていたに留まり、実際には使われていなかったと考えざるを得ない。

つまり当該中学校のいじめ防止は、法が求める、いじめに特化した組織的な取り組みに至らず、日常の指導の流れの中で、基本方針を策定以前と同様に行われていたものであると言える。法の意義を十分理解し、早期に改善が求められる。

イ 組織的対応の問題

前述の通り、学校のいじめ防止基本方針は、書類上に留まっていた。そのため、そこに記載されていたいじめに関わる組織は、組織図上のものに留まり、いじめ防止のための組織としての実際の運用はなされていなかった。それはいじめ防止基本方針にある「いじめ問題対策協議会」だけでなく、学校要覧にある「いじめ問題・不登校対策協議会」も同様である。

もちろんいじめや生徒間のトラブルについては、主任会、学年会議、生徒指導部会等、既に運用されている別の組織の中で情報共有及び議論がなされていたが、たくさんの議題がある会議の中で問題生徒の情報交換に留まっていた。生徒のこうした情報自体は共有されていたが、その対応は結局のところ、これを報告した教員（多くは担任）が対処することが前提であり、組織的対応は予定されていない。

確かに、担任の手に負えない問題が生じたときには、複数の教員による対

応もなされていたが、実際は、担任が、頼りになる先生に依頼して対応に当たるにとどまり、手順もその都度異なり、「いじめ」という視点をもって、それを解決する尺度で、いじめの全容を解明し、動静を観察し、対応計画を立てて対応に当たるなどの組織的な対応とは評価できない。そのために、対応の成否はもっぱら担任任せで、頼りになる教員はうまく解決し、そうでない教員は解決できないと保護者からもみられていた。

また、生徒の精神的な問題、生徒間トラブルへの支援については、養護教諭やスクールカウンセラーが果たす役割が大きいと思われる。しかし、中学校では、養護教諭と一般の担任、学年教員集団とは、個人的なつながりや個別の相談レベルでの情報共有に留まっており、システムとして情報共有や支援方法の検討はなされていなかった。

スクールカウンセラーについては、不登校、不適應生徒への対応が主になっていた。生徒間トラブルの相談も受けていたものの、そうした中で得た情報はスクールカウンセラーが個人的に担任や生徒指導主事に連絡を取っていたにすぎず、学校組織の中にスクールカウンセラーが明確に位置づけられていたわけではない。よって、スクールカウンセラーは、こうした生徒間トラブルに対して、時間的にもシステムのにも対応しにくかったと言える。

いじめ防止対策を含む学校安全義務において、具体的に対応に当たる担任教員等の安全義務と学校による条件整備上の安全義務の履行状況とは相関関係に立ち、両者が総体をなしており、学校としての安全義務が十分でない場合、教員に過大な安全義務を負わせることになりかねないことは既に述べたとおりであるが、第4-4(1)で明らかにした担任教員の対応の問題や課題は、ひとえに中学校において、いじめ防止対策組織が存在せず、情報の共有はなされていたものの、組織的対応がなされていなかった学校の責任である。特に、1年次の■■■である■■■教諭は、新任の教員であり、多くの研修が課される中で、重い課題をこなさなければならず、学校の安全義務の欠如による負担は過度なものであったことは明らかで、それが対応の問題に出ているといわざるを得ない。

ウ いじめの理解と対応の問題

いじめについては、(ア)で述べたように、主任会、学年会議、生徒指導部会等で情報交換がなされていたが、たいていの場合、「よくある生徒間のトラブル」として報告、記録され、この扱いは変わることなく、そうした認識の下で、担任によって、対応がなされていた。そこに「いじめ」という尺度はなく、すべて「トラブル」として取り扱われ、いじめ固有の対応方針を持つことも、それに基づく対応もなされていない。

法が求めるいじめの定義が、国、青森市及び学校のいじめ防止基本方針にも共通のものとして位置づけられ、それに基づく対応が示されていたが、それは形骸化していた。

また、いじめ防止対策基本法はいじめの定義は、有効な定義であるが、社

会通念上のいじめの理解より広く、これに基づいて対応し生徒を指導するには、いじめについて共通認識を得る取り組みと、これに基づく対応の研修が必要であるところ、こうした取り組みがなされず、もっぱら個々人の経験上理解に基づくものとなっていた。

そのため、校長を含むすべての教員において、いじめの認識に乏しく、もっぱらトラブルと理解し、いじめの問題が現に生じていたにも関わらず、市教委には、「いじめゼロ」として報告されていた。

なお、浪岡中学校は、地域からの影響もあり、かつて非行傾向のある生徒が多く在籍していたという経緯がある。そのため、問題が暴力や非行のように激しく外に向かうものについては、様々な組織により対応がされていたが、その一歩手前の生徒間トラブルやいじめについては、良くある小さな問題として処理される傾向にあったとの指摘もある。

エ 校則違反への対応

校則指導は、生徒指導部が担当していた。生徒指導主事によると、年度当初、校則の指導方法についてマニュアルを配布して共通理解を図っていたとのことである。また、生徒に対しては、「やまなみ」の冒頭部分で、説明してあり、葛西りまの「やまなみ」を確認すると、服装などの決まりについて、下線が引かれていたりメモがあったりして、丁寧な指導がされていたことがわかる。

一方、校則を違反した場合については、各担任の裁量に任されていた様子が見て取れる。2年次の4月、葛西りまが化粧をしていたのではないかとの疑いを掛けられた件では、最初に■■■■の■■■■教諭がたまたま把握した情報を、葛西りまの■■■■である■■■■教諭に伝え、■■■■教諭が疑いを晴らすとの意図を持ってこれに対応した。

また、アイプチについても、学年主任へは報告しているものの、■■■■の■■■■教諭が母親に連絡して注意をしている(第2-4(3)ア(ア))。それ以外にも1年時には、スカート丈が短いことについて、■■■■教諭、■■■■教諭、■■■■教諭らが注意しているが、これらは組織としての指導ではなく、あくまでもその問題を発見した教員、もしくはその報告を受けた■■■■が、■■■■としての裁量の中で指導をしていると考えられる(第2-4(3)ア(ア)b)。

その結果、このような化粧やアイプチ、スカート丈に関することが、生徒同士のトラブルや葛西りまに対する攻撃の材料になっているにもかかわらず、教員はそれに気づかないか、気づいていたとしても重視せず、表面に現れた校則違反という事実のみの対応に終始してしまっている。

なお、既に述べたとおり、思春期の生徒にとって、化粧やスカート丈を含むおしゃべりは、発達上、当然の関心事である。これを肯定的に捉えた上で、どのような指導をするかは、教育上極めて重要であるが、この校則の意味について教員に問いかけても、有意味な回答はなされなかった。

オ クラスをこえたいじめやトラブルへの対応

1年のとき、葛西 りまは学級内の人間関係からくるストレスにより、起立性調節障害を発症し、欠席が多くなった。しかし2年に進級するにあたり、人間関係を考慮したクラス編制がなされた。その結果、2年次はとても順調な滑り出しを見せたが、それが上述の化粧及び6月に起こる不名誉な噂によって攻撃を受けることになる。

このときのトラブルは、クラス内に留まらず、他のクラスの生徒からもたらされており、化粧の問題、不名誉な噂に関することについても、■■■■である■■■■教諭がその対応にあたっている。6月の不名誉な噂については、関係者が多く、■■■■教諭が話を聞いたのが中体連の前日で、関係教員の多くが中体連のため既に不在だったため、■■■■教諭の判断により、対応できる教員に協力を求め■■■■と■■■■教諭を中心にした対応になった。

この件について、■■■■教諭と■■■■が必要な対応を瞬時に行ったことは評価できるが、繰り返しにはなるが、組織的対応ではなく、結局、やらなければと思った教員の対応と力量に委ねられているに過ぎない。

また、その後、この問題は学年会議で確認され、主任会で報告されたに留まり、いじめとも認定されず、その背景にある関係の解明、噂の監視以外は動静の注視などもなされておらず、噂の収束を持って対応は終わり、実際には、葛西 りまへのいじめが続いていたにもかかわらず、これに対応するということはなかった（第2—4（3）ア（ウ））。

カ 起立性調節障害

起立性調節障害は、思春期において希な疾患ではない。そのため、■■■■教諭をはじめとする複数の教員が、過去に起立性調節障害の生徒を担当した経験があった。例えば1年時の■■■■、■■■■教諭はこれまでに同じ障害のある生徒を担当した経験があることから知っており、その経験を担任に話したとのことである。また、養護教諭が説明している可能性が高いとも述べている。ただし、それが学年として徹底された証拠はない。よって、一定の知識を持っている者が複数あったが、その漠然とした知識に頼り、一人一人の教員がそれぞれの知識を元に判断して対応している（第2—4（2）ウ（イ）b）。

そのため、担任の■■■■教諭は、診断の報告を受けた後、病気という以上に、例えば、それが「さぼり」のそしりを受けやすい病気であること、そのため、保護者や教員の理解も重要であるが、そのことをどのように周囲の生徒に伝えるかが重要であったにもかかわらず、組織的な対応がなされなかったことの反面として、「サボっている」との生徒の指摘に、これを否定するための回答の中で、ようやく生徒に説明したにとどまっている（しかも、十分に伝わっていない）。その結果、葛西 りまをいじめていた■■■■、■■■■、■■■■と同調する男子らは怠学という認識が強く、遅刻した葛

西 りまをはやし立て、それに男子が同調するということがあった。

また、■■■■、■■■■は、確かに、葛西 りまの身体症状の訴えに対して支持的な対応を取っていたものの、心身症的観点に立った対応を取ることはなかった。起立性調節障害診断後に身体症状のつらさやその為に学習できない状況を訴える「やまなみ」の記述が増加したが、所定の学習時間確保や学力低下に対する反省を葛西 りまに促すコメントをするなど、起立性調節障害の症状を有する生徒の心情に寄り添った適切な対応とはいえない状況であった。

さらに、葛西 りまの場合、1年次の欠席日数が46日に達していたが、欠席理由を身体疾患によるものとして処理していた。そのため長い期間の欠席があり、起立性調節障害が単なる身体疾患ではなく、学校トラブルがその要因として考えられるにもかかわらず、いじめ防止対策組織が形だけのものであることと相まって、「いじめによる重大事態」を想定した上での調査等はなされなかった。

こうしたことは、起立性調節障害についての正確な知識の不足から起因している可能性が高く、本来はこの疾患の病状や対応（起立性調節障害から引き起こされる人間関係の問題、その一因として学校でのストレス（例えばいじめ）があることなど、治療ガイドラインで示されている疾病教育や環境調整の必要性）について、学校、学年として、■■■■教諭（■■■■）のリーダーシップのもと、確認する場が必要だっただろう。重要なのは、診断名を共有することではなく、共有された診断名に基づいて、教員が、組織的に、かつ教育的観点をもって共通して対応をすることである。

キ 希死念慮への対応

6月下旬ころ、葛西 りまが「死にたい」といった希死念慮を抱いたとのエピソードを■■■■の■■■■教諭が他の生徒の■■■■との会話の中でつかみ、主任の■■■■教諭に対して伝えたとのことである。ただ、さらに進んで詳しい状況を当該■■■■・生徒に尋ねたり、葛西 りまや保護者に具体的に尋ねたりするなどのことはされなかった。その後も8月22日の生徒指導研修会において希死念慮と自殺未遂行動について資料に記載はされているが、さらに進んでこれに対する組織的対応が検討されることはなく、終わってしまった（第2—4（3）ア（ウ））。

希死念慮は、本来、自死リスクを高める要因と考えられ、葛西 りまがこれを示したのが本人にとって大変辛い出来事であった6月のLINE事件の後であったことも考えると、この時点で担任のみでなく学校全体、家庭、主治医の連携による速やかな対応が必要であったが、そのことについての知識不足と後述の保護者との関係への心配から、■■■■の個人的対応のみになってしまったと考えられる。

繰り返しになるが、希死念慮の背景には、いじめ等生徒間の問題があることを踏まえて、教員個人に留めず、特に組織的対応が必要な場面であるとこ

ろ、共有して有効に働く組織がなかったことを原因として、これが共有されなかったと見ることもできる。

ク 予防的取り組みの形骸化の問題

浪岡中学校では、生徒によって組織されるJUMPチームにより、いじめ予防を目的とする「いじめしま宣言」集会が取り組まれていた。その内容は、市教委担当指導主事による話やいじめの手記を聞き、生徒一人一人がいじめをしないことを宣言するという内容だったが、この取り組みが生徒の行動を具体的に変えるに至っていなかったということに問題がある。

このことについて■■■■教諭は、「生徒たちの中には真剣に捉えている者が多かった」と前向きな評価をしているが、一方で「自分はそうではない」と教員でありながら、こうした取り組みが表面上のものだけであったかのように発言する者もいる。

「いじめしま宣言」については、2年次葛西りま■■■である■■■教諭が学級通信のなかでふれ、数人の感想を取り上げている（葛西りまの感想も含まれている）が、それ以外に継続的な指導や取り組みがなされた記録はない。

よってこうした予防的取り組みは、いじめ基本方針を含めたいじめに関する組織や取り組みと同様に、形だけのものになっており、葛西りまを傷つけた加害者生徒を止めたり、そしてそれを見聞きしていた傍観者である生徒に何らかの行動を促したりする力を持たなかったと言える。

ケ その他生徒指導上の問題について

(ア) 生徒指導における学力向上指導への偏りの問題

葛西りまの「やまなみ」をみると、葛西りまが体調不良や気分の問題を記入しているのに対し、教員は、学習時間の欄に、学習時間の少なさや体調管理ができていないことを問題視する記載をしたりしている（詳細は第2-4(2)ウ(エ)）。

中学校において、学力向上は、教科教育にとどまらず生活指導においても強く意識されており、生徒の個別の状況を度外視してでもこれを行う様子もみられる。また、教員も自分が担任するクラスの勉強が足りないことをマイナス要因と捉え、他に優先して学習時間の確保、学力向上の指導を個々の生徒に等しく強める傾向があり、それにより強くストレスを受ける様子も見られた（第3-2(2)ウ(ア)）。

これらは、担任個人の問題というよりも、我が国の中学校全体が学力向上指導に偏っていること、その流れの中で、浪岡中学校においても、自然に学習時間のチェックが生徒の体調への配慮より優先される価値観が醸成された可能性がある。

また、浪岡地区の特性を意識する教員の中には、学力向上に対する意識的、もしくは無意識的な志向が強く、生徒の精神状態や生徒間トラブルよりも、

学力をつけることを優先させる傾向があったとの指摘もある。

(イ) 思春期の発達への支援の問題

中学校では、葛西りまだけでなく、他の生徒でも異性と付き合ったことが話題になり、(葛西りまではないが)時として性的逸脱が大きな問題になっている。

思春期は身体と精神面の急速な成長を背景に、自己の心身の客観視と他者からみられる(内外の)自分を意識するようになる。同時に異性への関心が高まり始める時期でもある。思春期におけるこれらの特質を踏まえると、異性を意識することや周囲の同年齢の同性異性の交際関係に高い関心を持つことはこの時期における自然な発達の証しである。

一方で、思春期の何か漠然とした不安や衝動に突き動かされた異性との逸脱した性的行動や他者の交際に対する揶揄・嫉妬に起因するいじめ行為などの問題行動を示すことも認められる。これらの問題行動は、生物学的側面での内的衝動性の高さと思春期における性的行動への高い関心の不適切な学習の結果とも言える。性的行動を含む異性との交際の予防的かつ適切な教育的関わりが、思春期には必要とされている。

生徒や教諭の聴き取りから、葛西りまの所属学年における「付き合う」関係は、口頭あるいはメール・SNSにて一方が告白し、他方がその告白を承諾することであった。一般的な「付き合う」関係は、LINEでの会話や校内での会話、一緒に登下校することであった。また、クラスメイト間では誰と誰が付き合っているかが比較的オープンな情報となっており、自分から■■■■に伝えることもあった。葛西りまの場合もクラスメイトは付き合い関係を共有していた。1年■■■■の■■■■教諭は■■■■と付き合っていることを認識しており、2年■■■■の■■■■教諭は■■■■と付き合うことを本人から伝えられている。

こうしたことについて、■■■■は、■■■■として親身に話を聞いているが、あくまでも個人的関係の中で行われており、十分に思春期の発達とそのリスクについて理解しているとは言えない。葛西りまについて、性的逸脱行為はないが、他方で、こうした異性との付き合いが、オープンなだけに誰でも知り得、また拡散しやすい側面も手伝って、悪口、からかいや揶揄の対象となっている。生徒の発達段階を理解した上で、こうした異性への興味を肯定的に捉え、適切な働きかけが特に必要だったことは明らかである。

(ウ) SNS利用といじめの問題

中学校において、生徒は、学校に携帯電話・スマートフォンを持ってきてはいけないとされつつ、家庭においては、これを使用するものも多いた。これを利用する生徒の多くは、LINEとTwitterといったSNSも利用している。SNSはいつでもどこでも情報を気軽に発信することができる「容易性」、必要な情報をさまざまなソースから素早く入手することができる

る「即時性」、多くの人びとと同時に情報のやり取りを行うことができる「拡散性」といった特徴を有し、全国的に言っても、20代以下の半数以上がよく利用している。

また、20代以下の年代の3割弱がSNS上のトラブルを経験し、問題点や課題が指摘されている。トラブルでは「自分は軽い冗談のつもりで書き込んだが、他人を傷つけてしまった」、「自分の発言が自分の意図とは異なる意味で他人に受け取られてしまった（誤解）」、「ネット上で他人と言い合いになったことがある（けんか）」、「自分の意思とは関係なく、自分について（個人情報、写真など）他人に公開されてしまった（暴露）」という内容の経験が多い。また、何気なくなされる「いいね」も、見る側にとっては傷つく場合がある。

また、20代以下の年代のSNSを利用した情報発信は、「自ら情報発信を積極的に行っている」ものが17.4%であり、「自ら情報発信することよりも他人の書き込み等を閲覧することの方が多い」又は「自らはほとんど情報発信せず、他人の書き込み等の閲覧しか行わない」ものが、67.2%であった。つまり、積極的に発信する一部の者の書き込みを、大多数のものが閲覧している状況と理解できる。そして、他人の投稿を知人と共有する（SNSでの）情報拡散は、SNSを利用する20代以下の年代の61.1%が実施している。その選択基準は、「内容が面白いかどうか」、「内容に共感したかどうか」の割合が高く、内容の信憑性の高さや発信者を気にする割合は高くなかった（総務省情報通信白書、2015）。これは、書き込み内容の真偽より、その面白さや自分の関心の度合いを基準に判断して、情報を拡散する行動を取りやすいことを示している。

2年次6月に流布された不名誉な噂は葛西りまの人格を深く傷付ける内容であるが、同年代にとって面白く、関心の高いものであった。この不名誉な噂は閲覧した同年代の者の拡散行動を誘発したであろうことは容易に理解できる。SNSのカウント数から、葛西りま自身がクラスを超えて不特定多数に情報拡散したと感じた可能性は高い。

いじめは、ネットいじめよりも現実生活でのいじめ、現実生活でのいじめだけよりもネット+現実生活でのいじめの方が心身症ならびにうつ状態の原因となるという研究報告が多数存在する。

いずれにせよ、生徒にとって、こうしたSNSは重要なコミュニケーション手段となっており、それ自体として、一定の関係を作っている。学校では、現実の生徒関係だけが問題にされるが、その背景にこうしたSNS上での関係があることへの理解は不可欠である。また、学校に携帯電話やスマートフォンを持ってこられないということだけをもって、こうした関係について、教員が生徒に有効な指導ができないのだとすると問題は解決されない。携帯電話やスマートフォンを持参させて、学校でこれを指導する場面を作るなど、生徒が利用していることを前提とした取り組みもまた必要である。

コ 教員の仕事の問題

浪岡中学校の教員は、他の多くの中学校教員と同様に、大変、多忙であったことが見て取れる。

仕事の内容は、授業をすることに加え、その準備、日々の生徒指導、分掌の仕事、部活指導など多岐にわたっており、限られた時間内にそれらを次々にこなしていかなければならなかった。会議は日課の中に組み入れられていたが、その他の予定とのバランスの中、1時間等、決められた時間内に終わらなければならず、生徒指導上の問題について、時間軸や関係性を含めて、詳細に検討した上で対応を考えるという余裕はほとんどなかったと思われる。

同時に保護者対応も、教員の仕事の上で、大きな比重を占めていた。例えば1年次[]の[]教諭は、担任する生徒の保護者から高圧的態度に出られたりクレームを一方的に言われたりする経験をしている。そのことから、生徒の指導上必要なことであっても、保護者への連絡をしにくかったり、保護者と相談して指導にあたったりすることが難しい状況になりやすかった。

[]教諭は、[]になっていたことから、[]、[]がバックアップしていたが、保護者対応については、どうしても担任主導にならざるを得なかったと思われる。

[]に限らず、多くの中学校教員は、教科指導に関しての研修は十分に受けていたが、いじめや生徒指導、それから子どもの思春期における発達の危機など、子どもの行動や情動の発達に関する基礎知識は十分でなかった可能性がある。

例えば、[]教諭が受けた[]の内容を確認すると、年間26回あるうち、生徒指導に関することが2回であり、学力向上指導や授業に関する研修6回に比べて三分の一にすぎない。

以上の時間的余裕の不足、基本的知識の不足が、今回、葛西りまが何度か発しているヘルプのサインを見落とししたか、過小評価してしまったと考えられる。

(3) 評価のまとめ

法では、学校における様々な生徒間のトラブル、生徒の情緒的な問題に対して、いじめ防止の観点から点検し、組織的かつ具体的に対応することが求められている。しかし浪岡中学校では、法で求められている学校のいじめ防止基本方針や組織が、文部科学省が求めるほど具体的なものではないにしろ、書類上整っていたにもかかわらず、実際には運用されていないか、多少、されていたとしても形骸化しており、結果として教員の個人的な知識やスキルに基づいた対応に頼る状況になっていた。

総合的に考えると、担任や学年の教員をはじめとする学校側は、本人から申告された個別の事象についてはうやむやにせず一応の対応を取っている

と思われる（本人も遺書で、「■■■■先生、1年の時はお世話になりました。■■■■先生、たくさん相談乗ってくれてありがとうございました。■■■■先生、■■■■先生もたくさん迷惑かけたし、見ないふりしないで味方してくれて本当にありがとうございました。」と述べている。）。

しかし、組織的対応がなされなかったため、各教員は、①本人が「一見明らかにおとなしい子」というわけではなくむしろ活発で積極的な生徒であり我慢強い子であったため申告自体がなかなかされなかったこと、②リアルの世界のいじめについて教諭が現認できず、本人も他の生徒も「言われているけど言い返す」と表現する状況であったこと、③リアル及びネット上で■■■■、■■■■、葛西 りまと順に外された経過や、ネットいじめは現物が学校側で認識できなかったこと、④教員が懸念を持った事項があっても■■■■、もしくは学年会議等において短時間で処理され、全体像を見つめる状況になかったこと、⑤起立性調節障害について学校側が正確な知識を得ておらず、その診断でかえって「病気による欠席等」との理解が主となり「いじめによるストレス」との認識から遠ざかってしまったこと、などにより、葛西 りまを救うことができなかったと考えられる。

また、生徒が行っていたいじめ予防の取り組み（「いじめしま宣言」集会）についても、正しいことをしていたにもかかわらず、生徒の行動とは解離しており、十分な効果を上げられなかったが、これも教員による指導の不徹底が根底にあったと思われる。

教員一人一人は、それぞれの立場、知識、スキル、そしてたくさんの仕事の中で、良心的に対応してきたものの、法が求める学校としての組織的かつ具体的な対応はなされず、その限界を露呈してしまったと言えるだろう。

5 市教委の本事案への対応についての評価

(1) 青森市および青森市教育委員会のいじめ防止対策について

市教委では、いじめ防止等組織やその予防的対応について、法の理念に基づき、その法が求める組織や対策を行っていたと評価することができる。

市基本方針についても、同様であり、そこで求められている15項目の予防的取り組みについても、それぞれの項目に沿った取り組みが確認できており、問題は見られない。

しかしその詳細を確認していくと、一つ一つの事業が、実は他の取り組みの中に組み込まれていたり（例えば、いじめに特化した研修は行われず、他の生徒指導上の問題の一部として取り上げられた、等）主旨説明等が十分でなかったり（例えば、ポスターやリーフレットが配布されていたが、単に配布のみで終わっていた、等）のように、形骸化していた可能性がある。浪岡中学校のスクールカウンセラーは、市教委が行ったポスター配布について、浪岡中学校で掲示されてはいたものの、生徒がほとんど注意を払っていなかったことを指摘し、相談窓口等の情報が本当に必要な生徒に届いていなかったかもしれないと発言している。

(2) 評価

前述の通り、青森市および市教委における対策は法に基づく方針策定や組織をおくことなど形式上は行われていたが、それが十分に各校に波及していたか、ということになると疑問が残る。

例えば、市基本方針に対し、各校が定めるいじめ防止基本方針を比較すると、少なくとも浪岡中学校の当時のものは、市のものよりも具体性に欠けていた。取組においても、市教委がそれぞれの方針に基づいて、明確な取組がなされていたのに対し、学校のものとは形骸化していた。

本来、いじめへの対策は、学校と市教委、自治体が連動し、地域全体で行うべきものである。また、児童生徒をあずかる学校こそが、具体的な取組を行うべきである。しかし市においては、市議会や市民の目にさらされ、制度としての取組状況が公的にチェックされる市教委に対し、学校は様々な案件を抱えつつ、いじめと関連する様々な取組をしていることから、学校における取組が市教委のものよりも曖昧になり、いじめに特化した取組ができていなかった可能性がある。